

山口県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考																				
第1編 総則 第1章 計画の方針 第4節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び県民・事業所のとるべき措置 1 県（1－1－4） <table><tr><th>機関の名称</th><th>事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th></tr><tr><td>環境生活部</td><td>1 生活関連物資等の需給状況及び価格動向の把握に関すること。 2 飲料水の確保に関すること。 <u>3 災害廃棄物等の処理に関すること。</u> <u>4 被災地における食品衛生、生活衛生に関すること。</u> <u>5 応急対策実施に関連して発生する特定粉じん（アスベスト）、特定物質、騒音・振動等による公害防止対策に関すること。</u> <u>6 県民活動（ボランティア活動、NPO活動等）に関すること。</u> <u>7 女性の視点を踏まえた防災対策の推進に関すること。</u> 8 （新設）</td></tr><tr><td>健康福祉部</td><td>1 災害救助実施関係課との連絡調整に関すること。 2 災害救助法の適用に関すること。 3 義援金品の受入れ・配分に関すること。 4 日赤救護班等救助活動に係る防災関係機関との連絡に関すること。 5 市町の救助事務の指導、支援及び連絡調整に関すること。 6 社会福祉施設の応急復旧に関すること。 7 災害救助基金に関すること。<u>（生活必要品等の備蓄を含む。）</u> 8 医療施設の保全に関すること。 9 医療、助産及び救護に関すること。 10 医療救護班（災害派遣医療チーム(DMAT)、JMATやまぐちを含む）の確保措置に関すること。 11 県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会への医療救護の実施要請に関すること。 12 健康管理に関すること。</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>土木建築部</td><td>1 公共土木施設（国土交通省所管）の被害状況の取りまとめに関すること。 2 河川、海岸保全、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設の整備及び災害防止対策に関すること。 3 港湾、空港施設の整備及び災害防止対策に関すること。 4 道路、橋梁、公園、下水道施設等の整備及び災害防止対策に関すること。 5 被災公共土木施設の応急復旧に関すること。 6 被災者への公営住宅等の提供及び必要な措置に関すること。 7 応急仮設住宅の建設に関すること。 8 被災者が行う住宅建設、修理等のための災害復興住宅融資に関すること。 9 公営住宅の被災状況調査及び応急復旧に関すること。 10 宅地開発に伴う防災に関すること。 11 警察と連携した緊急輸送道路の確保に関すること。 12 応急復旧に必要な資機材の調達、確保並びに建設業者等の連絡調整に関すること。 13 避難所、防災拠点施設の耐震診断に関すること。 14 地震被災建築物応急危険度判定士（建築士によるボランティア）及び被災宅地危険度判定士の養成、登録及び派遣に関すること。</td></tr></table>	機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱	環境生活部	1 生活関連物資等の需給状況及び価格動向の把握に関すること。 2 飲料水の確保に関すること。 <u>3 災害廃棄物等の処理に関すること。</u> <u>4 被災地における食品衛生、生活衛生に関すること。</u> <u>5 応急対策実施に関連して発生する特定粉じん（アスベスト）、特定物質、騒音・振動等による公害防止対策に関すること。</u> <u>6 県民活動（ボランティア活動、NPO活動等）に関すること。</u> <u>7 女性の視点を踏まえた防災対策の推進に関すること。</u> 8 （新設）	健康福祉部	1 災害救助実施関係課との連絡調整に関すること。 2 災害救助法の適用に関すること。 3 義援金品の受入れ・配分に関すること。 4 日赤救護班等救助活動に係る防災関係機関との連絡に関すること。 5 市町の救助事務の指導、支援及び連絡調整に関すること。 6 社会福祉施設の応急復旧に関すること。 7 災害救助基金に関すること。 <u>（生活必要品等の備蓄を含む。）</u> 8 医療施設の保全に関すること。 9 医療、助産及び救護に関すること。 10 医療救護班（災害派遣医療チーム(DMAT)、JMATやまぐちを含む）の確保措置に関すること。 11 県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会への医療救護の実施要請に関すること。 12 健康管理に関すること。	（略）		土木建築部	1 公共土木施設（国土交通省所管）の被害状況の取りまとめに関すること。 2 河川、海岸保全、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設の整備及び災害防止対策に関すること。 3 港湾、空港施設の整備及び災害防止対策に関すること。 4 道路、橋梁、公園、下水道施設等の整備及び災害防止対策に関すること。 5 被災公共土木施設の応急復旧に関すること。 6 被災者への公営住宅等の提供及び必要な措置に関すること。 7 応急仮設住宅の建設に関すること。 8 被災者が行う住宅建設、修理等のための災害復興住宅融資に関すること。 9 公営住宅の被災状況調査及び応急復旧に関すること。 10 宅地開発に伴う防災に関すること。 11 警察と連携した緊急輸送道路の確保に関すること。 12 応急復旧に必要な資機材の調達、確保並びに建設業者等の連絡調整に関すること。 13 避難所、防災拠点施設の耐震診断に関すること。 14 地震被災建築物応急危険度判定士（建築士によるボランティア）及び被災宅地危険度判定士の養成、登録及び派遣に関すること。	第1編 総則 第1章 計画の方針 第4節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び県民・事業所のとるべき措置 1 県（1－1－4） <table><tr><th>機関の名称</th><th>事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th></tr><tr><td>環境生活部</td><td>1 生活関連物資等の需給状況及び価格動向の把握に関すること。 2 飲料水の確保に関すること <u>（民間企業等を通じた流通備蓄の確保を除く。）</u>。 <u>3 市町等の水道施設に係る被害状況調査の取りまとめ、応急復旧に関すること。</u> <u>4 災害廃棄物等の処理に関すること。</u> <u>5 被災地における食品衛生、生活衛生に関すること。</u> <u>6 応急対策実施に関連して発生する特定粉じん（アスベスト）、特定物質、騒音・振動等による公害防止対策に関すること。</u> <u>7 県民活動（ボランティア活動、NPO活動等）に関すること。</u> <u>8 女性の視点を踏まえた防災対策の推進に関すること。</u></td></tr><tr><td>健康福祉部</td><td>1 災害救助実施関係課との連絡調整に関すること。 2 災害救助法の適用に関すること。 3 義援金品の受入れ・配分に関すること。 4 日赤救護班等救助活動に係る防災関係機関との連絡に関すること。 5 市町の救助事務の指導、支援及び連絡調整に関すること。 6 社会福祉施設の応急復旧に関すること。 7 災害救助基金に関すること。 8 医療施設の保全に関すること。 9 医療、助産及び救護に関すること。 10 医療救護班（災害派遣医療チーム(DMAT)、JMATやまぐちを含む）の確保措置に関すること。 11 県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会への医療救護の実施要請に関すること。 12 健康管理に関すること。</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>土木建築部</td><td>1 公共土木施設（国土交通省所管）の被害状況の取りまとめに関すること。 2 河川、海岸保全、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設の整備及び災害防止対策に関すること。 3 港湾、空港施設の整備及び災害防止対策に関すること。 4 道路、橋梁、公園、下水道施設等の整備及び災害防止対策に関すること。 5 被災公共土木施設の応急復旧に関すること。 6 被災者への公営住宅等の提供及び必要な措置に関すること。 7 応急仮設住宅の建設に関すること。 8 被災者が行う住宅建設、修理等のための災害復興住宅融資に関すること。 9 公営住宅の被災状況調査及び応急復旧に関すること。 10 <u>盛土等及び</u>宅地開発に伴う防災に関すること。 11 警察と連携した緊急輸送道路の確保に関すること。 12 応急復旧に必要な資機材の調達、確保並びに建設業者等の連絡調整に関すること。 13 避難所、防災拠点施設の耐震診断に関すること。 14 地震被災建築物応急危険度判定士（建築士によるボランティア）及び被災宅地危険度判定士の養成、登録及び派遣に関すること。</td></tr></table>	機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱	環境生活部	1 生活関連物資等の需給状況及び価格動向の把握に関すること。 2 飲料水の確保に関すること <u>（民間企業等を通じた流通備蓄の確保を除く。）</u> 。 <u>3 市町等の水道施設に係る被害状況調査の取りまとめ、応急復旧に関すること。</u> <u>4 災害廃棄物等の処理に関すること。</u> <u>5 被災地における食品衛生、生活衛生に関すること。</u> <u>6 応急対策実施に関連して発生する特定粉じん（アスベスト）、特定物質、騒音・振動等による公害防止対策に関すること。</u> <u>7 県民活動（ボランティア活動、NPO活動等）に関すること。</u> <u>8 女性の視点を踏まえた防災対策の推進に関すること。</u>	健康福祉部	1 災害救助実施関係課との連絡調整に関すること。 2 災害救助法の適用に関すること。 3 義援金品の受入れ・配分に関すること。 4 日赤救護班等救助活動に係る防災関係機関との連絡に関すること。 5 市町の救助事務の指導、支援及び連絡調整に関すること。 6 社会福祉施設の応急復旧に関すること。 7 災害救助基金に関すること。 8 医療施設の保全に関すること。 9 医療、助産及び救護に関すること。 10 医療救護班（災害派遣医療チーム(DMAT)、JMATやまぐちを含む）の確保措置に関すること。 11 県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会への医療救護の実施要請に関すること。 12 健康管理に関すること。	（略）		土木建築部	1 公共土木施設（国土交通省所管）の被害状況の取りまとめに関すること。 2 河川、海岸保全、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設の整備及び災害防止対策に関すること。 3 港湾、空港施設の整備及び災害防止対策に関すること。 4 道路、橋梁、公園、下水道施設等の整備及び災害防止対策に関すること。 5 被災公共土木施設の応急復旧に関すること。 6 被災者への公営住宅等の提供及び必要な措置に関すること。 7 応急仮設住宅の建設に関すること。 8 被災者が行う住宅建設、修理等のための災害復興住宅融資に関すること。 9 公営住宅の被災状況調査及び応急復旧に関すること。 10 <u>盛土等及び</u> 宅地開発に伴う防災に関すること。 11 警察と連携した緊急輸送道路の確保に関すること。 12 応急復旧に必要な資機材の調達、確保並びに建設業者等の連絡調整に関すること。 13 避難所、防災拠点施設の耐震診断に関すること。 14 地震被災建築物応急危険度判定士（建築士によるボランティア）及び被災宅地危険度判定士の養成、登録及び派遣に関すること。	山口県業務継続計画との整合性を図る 事務移管 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴う修正
機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱																					
環境生活部	1 生活関連物資等の需給状況及び価格動向の把握に関すること。 2 飲料水の確保に関すること。 <u>3 災害廃棄物等の処理に関すること。</u> <u>4 被災地における食品衛生、生活衛生に関すること。</u> <u>5 応急対策実施に関連して発生する特定粉じん（アスベスト）、特定物質、騒音・振動等による公害防止対策に関すること。</u> <u>6 県民活動（ボランティア活動、NPO活動等）に関すること。</u> <u>7 女性の視点を踏まえた防災対策の推進に関すること。</u> 8 （新設）																					
健康福祉部	1 災害救助実施関係課との連絡調整に関すること。 2 災害救助法の適用に関すること。 3 義援金品の受入れ・配分に関すること。 4 日赤救護班等救助活動に係る防災関係機関との連絡に関すること。 5 市町の救助事務の指導、支援及び連絡調整に関すること。 6 社会福祉施設の応急復旧に関すること。 7 災害救助基金に関すること。 <u>（生活必要品等の備蓄を含む。）</u> 8 医療施設の保全に関すること。 9 医療、助産及び救護に関すること。 10 医療救護班（災害派遣医療チーム(DMAT)、JMATやまぐちを含む）の確保措置に関すること。 11 県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会への医療救護の実施要請に関すること。 12 健康管理に関すること。																					
（略）																						
土木建築部	1 公共土木施設（国土交通省所管）の被害状況の取りまとめに関すること。 2 河川、海岸保全、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設の整備及び災害防止対策に関すること。 3 港湾、空港施設の整備及び災害防止対策に関すること。 4 道路、橋梁、公園、下水道施設等の整備及び災害防止対策に関すること。 5 被災公共土木施設の応急復旧に関すること。 6 被災者への公営住宅等の提供及び必要な措置に関すること。 7 応急仮設住宅の建設に関すること。 8 被災者が行う住宅建設、修理等のための災害復興住宅融資に関すること。 9 公営住宅の被災状況調査及び応急復旧に関すること。 10 宅地開発に伴う防災に関すること。 11 警察と連携した緊急輸送道路の確保に関すること。 12 応急復旧に必要な資機材の調達、確保並びに建設業者等の連絡調整に関すること。 13 避難所、防災拠点施設の耐震診断に関すること。 14 地震被災建築物応急危険度判定士（建築士によるボランティア）及び被災宅地危険度判定士の養成、登録及び派遣に関すること。																					
機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱																					
環境生活部	1 生活関連物資等の需給状況及び価格動向の把握に関すること。 2 飲料水の確保に関すること <u>（民間企業等を通じた流通備蓄の確保を除く。）</u> 。 <u>3 市町等の水道施設に係る被害状況調査の取りまとめ、応急復旧に関すること。</u> <u>4 災害廃棄物等の処理に関すること。</u> <u>5 被災地における食品衛生、生活衛生に関すること。</u> <u>6 応急対策実施に関連して発生する特定粉じん（アスベスト）、特定物質、騒音・振動等による公害防止対策に関すること。</u> <u>7 県民活動（ボランティア活動、NPO活動等）に関すること。</u> <u>8 女性の視点を踏まえた防災対策の推進に関すること。</u>																					
健康福祉部	1 災害救助実施関係課との連絡調整に関すること。 2 災害救助法の適用に関すること。 3 義援金品の受入れ・配分に関すること。 4 日赤救護班等救助活動に係る防災関係機関との連絡に関すること。 5 市町の救助事務の指導、支援及び連絡調整に関すること。 6 社会福祉施設の応急復旧に関すること。 7 災害救助基金に関すること。 8 医療施設の保全に関すること。 9 医療、助産及び救護に関すること。 10 医療救護班（災害派遣医療チーム(DMAT)、JMATやまぐちを含む）の確保措置に関すること。 11 県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会への医療救護の実施要請に関すること。 12 健康管理に関すること。																					
（略）																						
土木建築部	1 公共土木施設（国土交通省所管）の被害状況の取りまとめに関すること。 2 河川、海岸保全、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設の整備及び災害防止対策に関すること。 3 港湾、空港施設の整備及び災害防止対策に関すること。 4 道路、橋梁、公園、下水道施設等の整備及び災害防止対策に関すること。 5 被災公共土木施設の応急復旧に関すること。 6 被災者への公営住宅等の提供及び必要な措置に関すること。 7 応急仮設住宅の建設に関すること。 8 被災者が行う住宅建設、修理等のための災害復興住宅融資に関すること。 9 公営住宅の被災状況調査及び応急復旧に関すること。 10 <u>盛土等及び</u> 宅地開発に伴う防災に関すること。 11 警察と連携した緊急輸送道路の確保に関すること。 12 応急復旧に必要な資機材の調達、確保並びに建設業者等の連絡調整に関すること。 13 避難所、防災拠点施設の耐震診断に関すること。 14 地震被災建築物応急危険度判定士（建築士によるボランティア）及び被災宅地危険度判定士の養成、登録及び派遣に関すること。																					

現 行	修 正 案	備 考
第 2 編 災害予防計画 第 1 章 防災思想の普及啓発 第 1 節 自主防災思想の普及啓発 第 1 項 県（2－1－3） 4 県民に対する普及啓発 (1) 家庭での予防・安全対策 カ 消火器の普及 第 2 節 防災知識の普及啓発 第 1 項 県（2－1－3） 4 県民に対する普及啓発 避難情報発令時、特別警報・警報・注意報発表時及び発災時に、県民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害についての正しい知識や防災対応について、イベントの開催、県・市町広報紙、パンフレット、ポスター、ダイレクトメール、インターネット及び報道媒体を活用し、市町と協力して次のようなことを普及啓発する。 なお、普及啓発に当たっては、防災週間、防災とボランティア週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じるほか、<u>防災の日を設定し重点的な取り組みを行うとともに、ビデオ</u>、疑似体験装置等の活用も図る。 第 2 章 防災活動の促進 第 1 節 消防団・水防団の育成強化 第 1 項 県（2－2－2） 消防団は地域における消防防災活動の中核として重要な役割を果たしており、発災時における初期対策等消防防災活動に大きな期待が寄せられていることから、消防団の活性化を推進し、その育成を図っていく必要がある。 このため、市町が行う消防団の活性化等その育成強化について指導・支援に努める。 また、消防防災活動の技術習得について、教育訓練を実施する。 第 2 項 市町（2－2－2） 1 消防団の育成強化 (1) 消防団の活性化等その育成強化については市町が行う。 (2) 消防団活性化総合計画を全市町において策定する。 (3) 団員の確保のため、青年層、女性層を対象に、消防団への参加を促進するとともに、地域内事業所との連携に努める。 (4) 消防団の<u>施設、装備</u>の充実を推進する。	第 2 編 災害予防計画 第 1 章 防災思想の普及啓発 第 1 節 自主防災思想の普及啓発 第 1 項 県（2－1－3） 4 県民に対する普及啓発 (1) 家庭での予防・安全対策 カ 消火器、<u>感震ブレーカー</u>の普及 第 2 節 防災知識の普及啓発 第 1 項 県（2－1－3） 4 県民に対する普及啓発 避難情報発令時、特別警報・警報・注意報発表時及び発災時に、県民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害についての正しい知識や防災対応について、イベントの開催、県・市町広報紙、パンフレット、ポスター、ダイレクトメール、インターネット及び報道媒体を活用し、市町と協力して次のようなことを普及啓発する。 なお、普及啓発に当たっては、防災週間、<u>津波防災の日</u>、防災とボランティア週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じるほか、<u>映像、動画及び</u>疑似体験装置等の活用も図る。 第 2 章 防災活動の促進 第 1 節 消防団・水防団の育成強化 第 1 項 県（2－2－2） 消防団・水防団は地域における消防防災活動の中核として重要な役割を果たしており、発災時における 初期対策等消防防災活動に大きな期待が寄せられていることから、消防団・水防団の活性化を推進し、その育成を図っていく必要がある。 このため、市町が行う消防団・水防団の活性化等その育成強化について指導・支援<u>し、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりに</u>努める。 また、消防防災活動の技術習得について、教育訓練を実施する。 第 2 項 市町（2－2－2） 1 消防団の育成強化 (1) 消防団の活性化等その育成強化については市町が行う。 (2) 消防団活性化総合計画を全市町において策定する。 (3) 団員の確保のため、青年層、女性層を対象に、消防団への参加を促進するとともに、地域内事業所との連携に努める。 (4) <u>大規模災害等に備えた</u>消防団の<u>車両・資機材・拠点施設</u>の充実を推進する。	中央防災会議 防災基本計画 の修正 中央防災会議 防災基本計画 の修正 中央防災会議 防災基本計画 の修正 中央防災会議 防災基本計画 の修正

現 行	修 正 案	備 考																				
第6章 土砂・地盤災害の予防 第2節 地盤災害の予防 第2項 造成地の予防対策（2－6－3） 造成地に発生する災害の防止については、開発許可及び建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。 <u>また、造成後は巡視等により違法開発行為の取締り、梅雨期や台風期前の巡視強化及び注意の呼びかけを行うなどして、災害の防除に努める。</u> 第8章 災害応急体制の整備 第1節 職員の体制 第1項 県（2－8－3） 1 配備体制 (1) 災害対策本部未設置 表中 南海トラフ地震臨時情報の発表 第2節 防災関係機関相互の連携体制 第3項 応援機関の活動体制の整備（2－8－6） 1 県及び市町は、<u>近隣市町（消防本部）、隣接県等</u>からの応援<u>の受入窓口</u>、指揮命令系統等に必要な体制をあらかじめ整備しておくものとする。 2 市町は、救援活動において重要となる臨時ヘリポート等の確保に努めるものとする。 3 県は、応援機関の円滑な活動を支援するため、資機材、防災機関が活用する共通地図等の整備に努めるものとする。 第3節 自衛隊との連携体制 第1項 県 （2－8－7） <table><tr><th>部隊名</th><th>電話番号</th></tr><tr><td>陸上自衛隊第1 7 普通科連隊</td><td>083-922-2281 県庁内線 5184 防災無線（衛星系） 035-217</td></tr><tr><td>陸上自衛隊第1 3 旅団</td><td>082-822-3101 防災無線（衛星系） 034-101-941-157</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>海上自衛隊呉地方総監部</td><td>0823-22-5511 防災無線（衛星系） 034-101-89-158</td></tr></table> 第4節 海上保安部（署）との連携体制（2－8－8） 広島海上保安部 082-253-3111 082-251-4999 防災無線（衛星系） 034-101-99-159 第9章 避難予防対策 第2節 県のとるべき措置（2－9－6） 2 大規模災害時に市町域を越えて避難する住民のための避難所（広域避難所）を確保するため、県立学校等の県有施設を県があらかじめ選定するとともに、各施設において円滑な運営に向けた訓練等を行うよう努める。また、市町の避難場所の相互利用について、調整指導を行う。	部隊名	電話番号	陸上自衛隊第1 7 普通科連隊	083-922-2281 県庁内線 5184 防災無線（衛星系） 035-217	陸上自衛隊第1 3 旅団	082-822-3101 防災無線（衛星系） 034-101-941-157	（略）		海上自衛隊呉地方総監部	0823-22-5511 防災無線（衛星系） 034-101-89-158	第6章 土砂・地盤災害の予防 第2節 地盤災害の予防 第2項 造成地等の予防対策（2－6－3） 造成地等に発生する災害の防止については、開発許可及び建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。 第8章 災害応急体制の整備 第1節 職員の体制 第1項 県（2－8－3） 1 配備体制 (1) 災害対策本部未設置 表中 南海トラフ地震臨時情報 <u>（巨大地震警戒/巨大地震注意）</u> の発表 第2節 防災関係機関相互の連携体制 第3項 応援機関の活動体制の整備（2－8－6） 1 県及び市町は、<u>国や近隣市町（消防本部）、隣接県、他の地方公共団体等</u>からの応援<u>職員等を受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制</u>、指揮命令系統等に必要な体制をあらかじめ整備しておくものとする。 2 市町は、救援活動において重要となる臨時ヘリポート等の確保に努めるものとする。 3 県は、応援機関の円滑な活動を支援するため、資機材、防災機関が活用する共通地図等の整備に努めるものとする。 <u>また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u> 第3節 自衛隊との連携体制 第1項 県 （2－8－7） <table><tr><th>部隊名</th><th>電話番号</th></tr><tr><td>陸上自衛隊第1 7 普通科連隊</td><td>083-922-2281 県庁内線 5184 防災無線（衛星系） 8-035-217</td></tr><tr><td>陸上自衛隊第1 3 旅団</td><td>082-822-3101 防災無線（衛星系） 8-034-101-941-157</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>海上自衛隊呉地方総監部</td><td>0823-22-5511 防災無線（衛星系） 8-034-101-89-158</td></tr></table> 第4節 海上保安部（署）との連携体制（2－8－8） 広島海上保安部 082-253-3111 082-251-4999 防災無線（衛星系） 8-034-101-99-159 第9章 避難予防対策 第2節 県のとるべき措置（2－9－6） 2 大規模災害時に市町域を越えて避難する住民のための避難所（広域避難所）を確保するため、県立学校等の県有施設を県があらかじめ選定するとともに、各施設において円滑な運営に向けた訓練等を行うよう努める。また、市町の避難場所の相互利用について、調整指導を行う <u>とともに、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、広域調整を行う。</u>	部隊名	電話番号	陸上自衛隊第1 7 普通科連隊	083-922-2281 県庁内線 5184 防災無線（衛星系） 8 -035-217	陸上自衛隊第1 3 旅団	082-822-3101 防災無線（衛星系） 8 -034-101-941-157	（略）		海上自衛隊呉地方総監部	0823-22-5511 防災無線（衛星系） 8 -034-101-89-158	宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴う修正 表現の適正化 中央防災会議防災基本計画の修正 表現の適正化 令和6年能登半島地震を踏まえた防災・減災対策の強化
部隊名	電話番号																					
陸上自衛隊第1 7 普通科連隊	083-922-2281 県庁内線 5184 防災無線（衛星系） 035-217																					
陸上自衛隊第1 3 旅団	082-822-3101 防災無線（衛星系） 034-101-941-157																					
（略）																						
海上自衛隊呉地方総監部	0823-22-5511 防災無線（衛星系） 034-101-89-158																					
部隊名	電話番号																					
陸上自衛隊第1 7 普通科連隊	083-922-2281 県庁内線 5184 防災無線（衛星系） 8 -035-217																					
陸上自衛隊第1 3 旅団	082-822-3101 防災無線（衛星系） 8 -034-101-941-157																					
（略）																						
海上自衛隊呉地方総監部	0823-22-5511 防災無線（衛星系） 8 -034-101-89-158																					

現 行	修 正 案	備 考
第10章 救助・救急、医療活動 第2節 医療活動 第1項 医療救護活動体制の確立（2－10－3） 〔医療救護活動体系図中〕 救護班（DMAT、JMAT やまぐちを含む）派遣 1 県 （3）災害時にDMATやJMATやまぐち、日赤救護班、医療関係団体の医療チームの派遣要請を迅速に行えるよう、平時から連絡窓口や要請手順等を定めておく。 （略） <u>(11)</u>被災地で効率的な保健医療福祉活動が行えるよう、保健医療活動チーム、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の派遣調整や情報連携等の保健医療福祉活動の総合調整を行う体制を構築する。また、被災都道府県等の求めに応じて県からDHEATの応援派遣ができるよう、人材の育成等に努める。 <u>(12)</u>医師ができるだけ治療に専念できるよう、救急救命士等の消防職員等に対し、DMATに準じた災害医療に係る知識等の習得と連携活動システムを構築する。 <u>(13)</u>迅速・的確な医療救護活動を行う体制を構築できるよう、訓練を実施する。 <u>(14)</u>災害医療関係者が本県の災害医療対策を検討する場を設け、平時からの関係構築を推進する。 <u>(15)</u>大規模・広域災害に対応するため、相互応援協定を締結している他都道府県との連携の強化に取り組む。 （16）（新設） 第11章 火災予防対策 第2節 初期消火（2－11－3） 2 震災時には、事業所の自衛消防隊についてもその活動が大きく期待されることから、自衛消防隊の育成を推進する。 消防防災年報……自主防災組織の現況 〃 ……幼年・少年・<u>婦人</u>防火クラブの現況 〃 ……事業所の自衛消防組織等の現況 第12章 要配慮者対策 第2節 在宅要配慮者対策 第1項 支援体制の整備（2－12－3） 6 （新設） 第5節 避難所対策（2－12－4） 4 <u>災害時要配慮者に対する</u>福祉支援を行う災害派遣福祉チーム（DWAT）の運用にかかる体制の<u>整備</u>に努める。	第10章 救助・救急、医療活動 第2節 医療活動 第1項 医療救護活動体制の確立（2－10－3） 〔医療救護活動体系図中〕 救護班（DMAT、<u>DPAT</u>、JMAT やまぐちを含む）派遣 1 県 （3）災害時にDMATや<u>DPAT</u>、JMATやまぐち、日赤救護班、医療関係団体の医療チームの派遣要請を迅速に行えるよう、平時から連絡窓口や要請手順等を定めておく。 （略） <u>(11)災害時に精神科医療の提供と精神保健活動を継続するために災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制を整備する。</u> <u>(12)</u>被災地で効率的な保健医療福祉活動が行えるよう、保健医療活動チーム、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の派遣調整や情報連携等の保健医療福祉活動の総合調整を行う体制を構築する。また、被災都道府県等の求めに応じて県からDHEATの応援派遣ができるよう、人材の育成等に努める。 <u>(13)</u>医師ができるだけ治療に専念できるよう、救急救命士等の消防職員等に対し、DMATに準じた災害医療に係る知識等の習得と連携活動システムを構築する。 <u>(14)</u>迅速・的確な医療救護活動を行う体制を構築できるよう、訓練を実施する。 <u>(15)</u>災害医療関係者が本県の災害医療対策を検討する場を設け、平時からの関係構築を推進する。 <u>(16)</u>大規模・広域災害に対応するため、相互応援協定を締結している他都道府県との連携の強化に取り組む。 第11章 火災予防対策 第2節 初期消火（2－11－3） 2 震災時には、事業所の自衛消防隊についてもその活動が大きく期待されることから、自衛消防隊の育成を推進する。 消防防災年報……自主防災組織の現況 〃 ……幼年・少年・<u>女性</u>防火クラブの現況 〃 ……事業所の自衛消防組織等の現況 第12章 要配慮者対策 第2節 在宅要配慮者対策 第1項 支援体制の整備（2－12－3） <u>6 県は、災害時に地域の実情に応じて災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）など被災者支援の取組を実施できるよう、市町の体制整備を支援する。</u> 第5節 避難所対策（2－12－4） 4 <u>県は、避難者の福祉ニーズの把握や支援の振り分けなど、避難所において</u>福祉支援を行う災害派遣福祉チーム（DWAT）の運用にかかる体制の<u>充実</u>に努める。	表現の適正化 DPATの体制整備について追記 名称変更 中央防災会議防災基本計画の修正 表現の適正化

現 行		修 正 案		備 考								
第 15 章 ボランティア活動の環境整備 第 1 節 ボランティアの位置付け 第 2 項 ボランティアの活動対象（２－15－２）		第 15 章 ボランティア活動の環境整備 第 1 節 ボランティアの位置付け 第 2 項 ボランティアの活動対象（２－15－２）		表現の適正化								
<table><tr><th>区分</th><th>活動内容</th></tr><tr><td>専門ボランティア</td><td> - 被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等） - 建築物危険度判定（応急危険度判定士） - 土砂災害危険箇所の調査（斜面判定士等） - 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師等） - 福祉（手話通訳、介護等） - 無線（アマチュア無線技士） - 特殊車両操作（大型重機等） - 通訳（語学） - 災害救援（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等及びその支援等） - その他特殊な技術を要する者 - 災害復旧技術専門家派遣制度（災害復旧活動の支援・助言） </td></tr></table>		区分	活動内容		専門ボランティア	- 被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等） - 建築物危険度判定（応急危険度判定士） - 土砂災害危険箇所の調査（斜面判定士等） - 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師等） - 福祉（手話通訳、介護等） - 無線（アマチュア無線技士） - 特殊車両操作（大型重機等） - 通訳（語学） - 災害救援（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等及びその支援等） - その他特殊な技術を要する者 - 災害復旧技術専門家派遣制度（災害復旧活動の支援・助言）	<table><tr><th>区分</th><th>活動内容</th></tr><tr><td>専門ボランティア</td><td> - 被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等） - 建築物危険度判定（応急危険度判定士） - 土砂災害警戒区域等の調査（斜面判定士等） - 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師等） - 福祉（手話通訳、介護等） - 無線（アマチュア無線技士） - 特殊車両操作（大型重機等） - 通訳（語学） - 災害救援（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等及びその支援等） - その他特殊な技術を要する者 - 災害復旧技術専門家派遣制度（災害復旧活動の支援・助言） </td></tr></table>		区分	活動内容	専門ボランティア	- 被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等） - 建築物危険度判定（応急危険度判定士） - 土砂災害警戒区域等の調査（斜面判定士等） - 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師等） - 福祉（手話通訳、介護等） - 無線（アマチュア無線技士） - 特殊車両操作（大型重機等） - 通訳（語学） - 災害救援（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等及びその支援等） - その他特殊な技術を要する者 - 災害復旧技術専門家派遣制度（災害復旧活動の支援・助言）
区分	活動内容											
専門ボランティア	- 被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等） - 建築物危険度判定（応急危険度判定士） - 土砂災害危険箇所の調査（斜面判定士等） - 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師等） - 福祉（手話通訳、介護等） - 無線（アマチュア無線技士） - 特殊車両操作（大型重機等） - 通訳（語学） - 災害救援（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等及びその支援等） - その他特殊な技術を要する者 - 災害復旧技術専門家派遣制度（災害復旧活動の支援・助言）											
区分	活動内容											
専門ボランティア	- 被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等） - 建築物危険度判定（応急危険度判定士） - 土砂災害警戒区域等の調査（斜面判定士等） - 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師等） - 福祉（手話通訳、介護等） - 無線（アマチュア無線技士） - 特殊車両操作（大型重機等） - 通訳（語学） - 災害救援（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等及びその支援等） - その他特殊な技術を要する者 - 災害復旧技術専門家派遣制度（災害復旧活動の支援・助言）											
第 16 章 施設、設備等の応急復旧体制（２－16－１）		第 16 章 施設、設備等の応急復旧体制（２－16－１）										
施設、設備等の応急復旧体制 公共施設等の応急復旧体制 ライフライン施設の応急復旧体制 公共土木施設等 公共施設 鉄道施設 水道事業者 下水道事業者 工業用水道事業者 電気事業者・送電事業者 ガス事業者 通信事業者		施設、設備等の応急復旧体制 公共施設等の応急復旧体制 ライフライン施設の応急復旧体制 公共土木施設等 公共施設 鉄道施設 水道事業者 下水道事業者 工業用水道事業者 電気事業者・一般送配電事業者 ガス事業者 通信事業者		表現の適正化								
第 2 節 ライフライン施設の応急復旧体制（２－16－２） 第 4 項 電気事業者・送配電事業者		第 2 節 ライフライン施設の応急復旧体制（２－16－２） 第 4 項 電気事業者・一般送配電事業者		表現の適正化								

現 行		修 正 案		備 考
第 3 編 災害応急対策計画				
第 1 章 応急活動計画				
第 1 節 県の活動体制				
第 2 項 県本部の運営（3－1－5）				
2 部				
(3) 部局横断的チームの設置				
イ 緊急支援物資対策チーム				
災害救助部 を中心に支援物資の調達・提供・輸送等に係る市町、知事会、協定事業者等との調整を実施するチームを設置する。				
第 4 項 動員配備計画（3－1－6）				
1 配備体制				
(1) 地震				
ア 災害対策本部未設置				
表中 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合				
3 職員の動員体制				
(2) 動員系統図				
福岡管区気象台 気象庁 消防庁 通信衛星 下関地方気象台 山口県 県警本部 山口県 職員参集システム テレビ・ラジオ 地震体感 初動要員 その他の職員 自主参集・非常参集 配備関係課員 防災危機管理課 消防保安課 職員 配備関係職員 配備 福岡管区気象台 気象庁 消防庁 通信衛星 下関地方気象台 山口県 山口県 職員参集システム テレビ・ラジオ 地震体感 初動要員 その他の職員 自主参集・非常参集 配備関係課員 防災危機管理課 消防保安課 職員 配備関係職員 配備				
事務移管				
表現の適正化				
表現の適正化				

現 行				修 正 案				備 考
第 5 項 班の編成及び所掌事務（３－１－９）				第 5 項 班の編成及び所掌事務（３－１－９）				山口県業務継続計画との整合性を図る
部	班	担当課	部の所掌事務	部	班	担当課	部の所掌事務	
環境生活 対策部	生活衛生	生活衛生課	10 被災地における食品衛生に関すること。 11 遺体の埋葬及びこれに必要な措置に関すること。 12 被災地における飲料水に関すること。 <u>13</u> 被災地における動物愛護管理に関すること。 <u>14</u> その他被災地の生活衛生に関すること。	環境生活 対策部	生活衛生	生活衛生課	10 被災地における食品衛生に関すること。 11 遺体の埋葬及びこれに必要な措置に関すること。 12 被災地における飲料水に関すること <u>（民間企業等を通じた流通備蓄の確保を除く。）</u> 。 <u>13 市町等の水道施設に係る被害状況調査の取りまとめ及び応急復旧に関すること。</u> <u>14</u> 被災地における動物愛護管理に関すること。 <u>15</u> その他被災地の生活衛生に関すること。	
	廃棄物・ リサイクル対策	廃棄物・ リサイクル対策課	<u>15</u> 災害廃棄物等の処理及び清掃に関すること。		廃棄物・ リサイクル対策	廃棄物・ リサイクル対策課	<u>16</u> 災害廃棄物等の処理及び清掃に関すること。	
	協 力 班	人権対策室 男女共同参画課 自然保護課	<u>16</u> 当該課（室）の災害対策関連事務の処理。 <u>17</u> 部内の各班、他部の応援に関すること。 18 （新設）		協 力 班	人権対策室 男女共同参画課 自然保護課	<u>17</u> 当該課（室）の災害対策関連事務の処理。 <u>18</u> 部内の各班、他部の応援に関すること。	
（略）				（略）				
災害 救助部	救助総務	厚政課	1 部内各班、関係出先機関及び本部室班との連絡調整に関すること。 2 関係施設の被害状況のとりまとめ及び応急復旧に関すること。 3 災害救助法の適用に関すること。 4 災害救助に関する計画の総括及び活用に関すること。 5 日赤救護班等、救助に関する防災関係機関との連絡調整に関すること。 6 義援金品の配分に関すること。 7 市町の救助事務の指導、支援及び連絡調整に関すること。 8 一般被災関係の被害状況のとりまとめに関すること。 9 社会福祉施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 10 災害ボランティアの活動支援に関すること。 11 災害救助基金に関すること。 <u>（生活必要品等の備蓄を含む。）</u> 12 被災地における民生安定に関すること。 13 保健医療福祉活動の総合調整に関すること。 14 その他災害救助対策に関すること。	災害 救助部	救助総務	厚政課	1 部内各班、関係出先機関及び本部室班との連絡調整に関すること。 2 関係施設の被害状況のとりまとめ及び応急復旧に関すること。 3 災害救助法の適用に関すること。 4 災害救助に関する計画の総括及び活用に関すること。 5 日赤救護班等、救助に関する防災関係機関との連絡調整に関すること。 6 義援金品の配分に関すること。 7 市町の救助事務の指導、支援及び連絡調整に関すること。 8 一般被災関係の被害状況のとりまとめに関すること。 9 社会福祉施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 10 災害ボランティアの活動支援に関すること。 11 災害救助基金に関すること。 12 被災地における民生安定に関すること。 13 保健医療福祉活動の総合調整に関すること。 14 その他災害救助対策に関すること。	
	医務	医療政策課 医務保険課	15 医療及び助産に関すること。 16 医療機関との連絡等に関すること。 17 医療救護班の出動要請その他医師会との連絡に関すること。 <u>18</u> 医療救護の支援について国等との連絡調整に関すること。 <u>19</u> 遺体の検案及びこれに必要な措置に関すること。 <u>20</u> 医療ボランティアに関すること。 <u>21</u> ドクターヘリに関すること。		医務	医療政策課 医務保険課	15 医療及び助産に関すること。 16 医療機関との連絡等に関すること。 17 医療救護班の出動要請その他医師会との連絡に関すること。 <u>18 災害支援ナースの出動要請に関すること。</u> <u>19</u> 医療救護の支援について国等との連絡調整に関すること。 <u>20</u> 遺体の検案及びこれに必要な措置に関すること。 <u>21</u> 医療ボランティアに関すること。 <u>22</u> ドクターヘリに関すること。	
	健康管理 ・防疫	健康増進課	<u>22</u> 健康管理活動に関すること。 <u>23</u> 健康管理班の出動要請に関すること。 <u>24</u> 関係機関との連絡調整に関すること。 <u>25</u> 防疫に関すること。		健康管理 ・防疫	健康増進課	<u>23</u> 健康管理活動に関すること。 <u>24</u> 健康管理班の出動要請に関すること。 <u>25</u> 関係機関との連絡調整に関すること。 <u>26</u> 防疫に関すること。	
	薬 務	薬 務 課	<u>26</u> 医薬品、医療機器、衛生材料の確保、供給に関すること。		薬 務	薬 務 課	<u>27</u> 医薬品、医療機器、衛生材料の確保、供給に関すること。	
								事務移管
								医療法改正に伴う追加

現 行					修 正 案					備 考				
				27 血液の確保に関すること。 28 毒物、劇物の保安、応急対策に関すること。 29 関係団体等との連絡調整に関すること。					28 血液の確保に関すること。 29 毒物、劇物の保安、応急対策に関すること。 30 関係団体等との連絡調整に関すること。		宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴う修正			
		協 力 班	長寿社会課 こども政策課 こども家庭課 障害者支援課	30 当該課の災害対策関連事務の処理。 31 部内の各班、他部の応援に関すること。 32（新設）			協 力 班	長寿社会課 こども政策課 こども家庭課 障害者支援課	31 当該課の災害対策関連事務の処理。 32 部内の各班、他部の応援に関すること。					
	(略)					(略)								
	農林水産 対策部	林 務	森林企画課 森林整備課	22 農林水産事務所等との連絡調整に関すること。 23 応急仮設住宅用木材並びに一般住宅復旧に必要な木材の確保に関すること。 24 治山・林道施設等の被害状況の調査、応急復旧及び二次災害の防止に関すること。 25 貯木災害の対策に関すること。		農林水産 対策部	林 務	森林企画課 森林整備課	22 農林水産事務所等との連絡調整に関すること。 23 応急仮設住宅用木材並びに一般住宅復旧に必要な木材の確保に関すること。 24 治山・林道施設等の被害状況の調査、応急復旧及び二次災害の防止に関すること。 25 貯木災害の対策に関すること。 26 盛土等に伴う防災に関すること（特定盛土等規制区域）					
		水 産	水産振興課	26 農林水産事務所等との連絡等に関すること。 27 水産関係施設等の被害状況の取りまとめ及び応急復旧に関すること。 28 災害対策用船舶（取締船・調査船・漁船）の確保及び確保のあっせんに関すること。 29 増養殖関係の応急技術対策に関すること。			水 産	水産振興課	27 農林水産事務所等との連絡等に関すること。 28 水産関係施設等の被害状況の取りまとめ及び応急復旧に関すること。 29 災害対策用船舶（取締船・調査船・漁船）の確保及び確保のあっせんに関すること。 30 増養殖関係の応急技術対策に関すること。					
		漁港漁村	漁港漁場整備課	30 漁港関係施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 31 救援物資の荷揚げ場所としての漁港施設の確保あっせんに関すること。 32 市町の漁港関係施設の応急復旧対策への支援に関すること。			漁港漁村	漁港漁場整備課	30 漁港関係施設及び水産庁所管の海岸に係る被害状況調査及び応急復旧に関すること。 31 救援物資の荷揚げ場所としての漁港施設の確保あっせんに関すること。 32 市町の漁港関係施設及び水産庁所管の海岸の応急復旧対策への支援に関すること。					
	(略)					(略)								
	土木建築 対策部	砂防	砂防課	5 公共土木施設（国土交通省水管理・国土保全局所管）及び土砂災害による被害状況の取りまとめに関すること。 6 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。		土木建築 対策部	砂防	砂防課	5 公共土木施設（国土交通省関係）の被害状況及び土砂災害による被害状況の取りまとめに関すること。 6 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設並びに土砂災害の被害状況調査及び応急復旧並びに二次災害の防止に関すること。			表現の適正化		
		(略)					(略)							
		都市施設対策	都市計画課	14 市街地内の緊急路の確保に関すること。 15 避難地、避難施設となった都市公園施設の安全対策に関すること。 16 都市公園、公共下水道等の都市施設に係る被害調査の取りまとめ及び応急復旧に関すること。 17 流域下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 18 被災地の復興対策計画の策定に関すること。			都市施設対策	都市計画課	14 避難地、避難施設となった都市公園施設の安全対策に関すること。 15 都市公園、公共下水道等の都市施設に係る被害調査の取りまとめ及び応急復旧に関すること。 16 流域下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 17 被災地の復興対策計画の策定に関すること。				表現の適正化	
住宅		住宅課	19 被災者への公営住宅等の提供及び必要な措置に関すること。 20 応急仮設住宅の建設に関すること。 21 被災者が行う住宅建設、修理等のための災害復興住宅融資に関すること。 22 公営住宅の被害状況調査及び応急復旧に関すること。	住宅	住宅課		18 被災者への公営住宅等の提供及び必要な措置に関すること。 19 応急仮設住宅の建設に関すること。 20 被災者が行う住宅建設、修理等のための災害復興住宅融資に関すること。 21 公営住宅の被害状況調査及び応急復旧に関すること。							
建築		建築指導課	23 宅地開発に伴う防災に関すること。 24 県有被災建築物の復旧工事に关すること。 25 地震被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成、登録に関すること。	建築	建築指導課		22 盛土等及び宅地開発に伴う防災に関すること。 23 県有被災建築物の復旧工事に关すること。 24 地震被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成、登録に関すること。 25 被災建築物及び被災宅地の危険度判定に係る判定支援本	宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴う修正						

現 行					修 正 案					備 考	
				26 被災建築物及び被災宅地の危険度判定に係る判定支援本部の設置及び被災した地方自治体への判定士の派遣に関すること。				部の設置及び被災した地方自治体への判定士の派遣に関すること。 26 （削除）		山口県業務継続計画との整合性を図る	
(略)					(略)						
文教対策部	学校総務	教育政策課 学校運営・施設整備室	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関すること。 2 市町教育委員会との連絡調整に関すること。 3 文教関係の被害状況の取りまとめに関すること。 4 公立学校施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 5 避難地、避難施設となった学校施設の安全対策に関すること。 <u>6</u> その他応急文教対策に関すること。		文教対策部	学校総務	教育政策課 学校運営・施設整備室	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関すること。 2 市町教育委員会との連絡調整に関すること。 3 文教関係の被害状況の取りまとめに関すること。 4 公立学校施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 5 避難地、避難施設となった学校施設の安全対策に関すること。 <u>6 被災児童生徒に対する学用品の供与等援護措置に関する こと。</u> <u>7</u> その他応急文教対策に関すること。			
	学校教育	教育情報化推進室 教職員課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育推進室	<u>7</u> ICT 機器等を活用した応急教育の実施に関すること。 <u>8 被災児童生徒に対する学用品の供与等援護措置に関する こと。</u> 9 学校施設における避難者の救援活動への協力に関すること。	<u>8</u> ICT 機器等を活用した応急教育の実施に関すること。 9 学校施設における避難者の救援活動への協力に関すること。							
第5項 地方機関の所掌事務					第5項 地方機関の所掌事務					山口県業務継続計画との整合性を図る	
4 地方機関の所掌事務（3－1－16）					4 地方機関の所掌事務（3－1－16）						
対策部・班	関係機関		所掌事務		対策部・班	関係機関		所掌事務			山口県業務継続計画との整合性を図る
総務部 総務班	県民局 長門土木建築事務所		(1) 県本部、地域行政連絡協議会構成機関、市町との連絡調整に関すること。 (2) 本庁への実施した災害応急対策及び収集した災害情報の伝達。 <u>(3) 総合庁舎の建物、付属施設設備等の被害状況の点検、応急復旧に関する こと。</u>		総務部 総務班	県民局 長門土木建築事務所		(1) 県本部、地域行政連絡協議会構成機関、市町との連絡調整に関すること。 (2) 本庁への実施した災害応急対策及び収集した災害情報の伝達。			
税務班	県税事務所		(4) 県税の減免措置に関すること。		税務班	県税事務所		<u>(3) 総合庁舎の建物、付属施設設備等の被害状況の点検、応急復旧に関する こと。</u> (4) 県税の減免措置に関すること。			
(略)					(略)					事務移管	
災害救助部 救助総務班	健康福祉センター		(1) 一般被災関係及び社会福祉施設の被害状況の調査報告に関すること。 (2) 現地における災害救助関係機関との連絡調整に関すること。 (3) 災害救助法に基づく救助の実施に関すること。 (4) 市町の救助業務の指導及び連絡調整に関すること。 <u>(5) 救援物資の現地配分、配送に関すること。</u> <u>(6)</u> 現地における保健医療福祉活動の総合調整に関すること。 <u>(7)</u> その他災害救助部長が指示する事務又は業務。 <u>(8)</u> 庁舎の被害状況の調査報告に関すること。		災害救助部 救助総務班	健康福祉センター		(1) 一般被災関係及び社会福祉施設の被害状況の調査報告に関すること。 (2) 現地における災害救助関係機関との連絡調整に関すること。 (3) 災害救助法に基づく救助の実施に関すること。 (4) 市町の救助業務の指導及び連絡調整に関すること。 <u>(5)</u> 現地における保健医療福祉活動の総合調整に関すること。 <u>(6)</u> その他災害救助部長が指示する事務又は業務。 <u>(7)</u> 庁舎の被害状況の調査報告に関すること。			
医 務 班	健康福祉センター （環境保健所）		<u>(9)</u> 医療施設に係る被害状況の調査報告に関すること。 <u>(10)</u> 被災者の救助、医療救護に関すること。 <u>(11)</u> 地区医師会、医療機関との連絡調整及び県本部との間の調整に関すること。 <u>(12)</u> 医療に関して市町の指導及び応援に関すること。		医 務 班	健康福祉センター （環境保健所）		<u>(8)</u> 医療施設に係る被害状況の調査報告に関すること。 <u>(9)</u> 被災者の救助、医療救護に関すること。 <u>(10)</u> 地区医師会、医療機関との連絡調整及び県本部との間の調整に関すること。 <u>(11)</u> 医療に関して市町の指導及び応援に関すること。			
健康管理・ 防疫班	健康福祉センター （環境保健所）		<u>(13)</u> 被災者の健康管理、保健相談に関すること。 <u>(14)</u> 保健、防疫に関して市町の指導及び応援に関すること。		健康管理・ 防疫班	健康福祉センター （環境保健所）		<u>(12)</u> 被災者の健康管理、保健相談に関すること。 <u>(13)</u> 保健、防疫に関して市町の指導及び応援に関すること。			
	精神保健福祉 センター		<u>(15)</u> 健康福祉センター（環境保健所）が実施するメンタルヘルスケアの支援に関すること。			精神保健福祉 センター		<u>(14)</u> 健康福祉センター（環境保健所）が実施するメンタルヘルスケアの支援に関すること。			
薬 務 班	健康福祉センター		<u>(16)</u> 医薬品及び衛生器材の確保に関すること。		薬 務 班	健康福祉センター		<u>(15)</u> 医薬品及び衛生器材の確保に関すること。			

現 行				修 正 案				備 考
		(環 境 保 健 所)	(17)毒物、劇物等の保安対策の指導、応急対策に関すること。			(環 境 保 健 所)	(16)毒物、劇物等の保安対策の指導、応急対策に関すること。	表現の適正化 表現の適正化 表現の適正化 山口県業務継続計画との整合性を図る
		その他の出先機関	(18)総務部のその他の出先機関が実施する業務に準じる。			その他の出先機関	(17)総務部のその他の出先機関が実施する業務に準じる。 (18) (削除)	
	(略)				(略)			
	農業振興班	農林水産事務所 下関農林事務所 (農 業 部) 農林総合技術センター (<u>農業</u> 技術部)	(3) 応急復旧に必要な農業生産資材の確保に関すること。 (4) 技術対策等の指導に関すること。 (5) 農作物関係被害状況調査に関すること。 (6) 防災用主食の調達及び副食の確保に関すること。 (7) 種子、種苗の確保、供給に関すること。 (8) 農作物の病害虫防除等応急技術対策に関すること。		農業振興班	農林水産事務所 下関農林事務所 (農 業 部) 農林総合技術センター (<u>農林業</u> 技術部)	(3) 応急復旧に必要な農業生産資材の確保に関すること。 (4) 技術対策等の指導に関すること。 (5) 農作物関係被害状況調査に関すること。 (6) 防災用主食の調達及び副食の確保に関すること。 (7) 種子、種苗の確保、供給に関すること。 (8) 農作物の病害虫防除等応急技術対策に関すること。	
	(略)				(略)			
	漁港漁場 整備班	農林水産事務所 (水 産 部) 下関水産振興局	(28)漁港関係施設 <u>の</u> 被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 (29)救援物資の荷揚げ場所としての漁港施設の確保、あっせんに関すること。 (30)漁港関係施設の応急復旧、市町への技術指導、応援に関すること。		漁港漁場 整備班	農林水産事務所 (水 産 部) 下関水産振興局	(28)漁港関係施設 <u>及び水産庁所管の海岸に係る</u> 被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 (29)救援物資の荷揚げ場所としての漁港施設の確保、あっせんに関すること。 (30)漁港関係施設 <u>及び水産庁所管の海岸</u> の応急復旧、市町への技術指導、応援に関すること。	
	(略)				(略)			
	砂防班	土木建築事務所	(4) 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設 <u>等</u> 土砂災害の被害状況調査及び応急復旧並びに二次災害の防止に関すること。 (5) 公共土木施設（国土交通省関係）の被害状況の取りまとめに関すること。 (6) 地すべり等防止法に基づく居住者への立退の指示等に関すること。		砂防班	土木建築事務所	(4) 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設 <u>並びに</u> 土砂災害の被害状況調査及び応急復旧並びに二次災害の防止に関すること。 (5) 公共土木施設（国土交通省関係）の被害状況の取りまとめに関すること。 (6) 地すべり等防止法に基づく居住者への立退の指示等に関すること。	
	道路班		(7) 県管理道路の交通規制に関すること。 (8) 緊急輸送道路の道路啓開に関すること。 (9) 道路及び橋梁の被害調査及び応急復旧並びに二次災害の防止に関すること。 (10)各道路管理者等（市町、国土交通省山口河川国道事務所、西日本高速道路株式会社）との連絡調整に関すること。		道路班		(7) 道路及び橋梁の被害調査及び応急復旧並びに二次災害の防止に関すること。 (8) 県管理道路の交通規制に関すること。 (9) 各道路管理者等（市町、国土交通省山口河川国道事務所、西日本高速道路株式会社）との連絡調整に関すること。 (10)緊急輸送道路の道路啓開に関すること。	
	都市施設 対策班		(11) <u>市街地内の緊急路の道路啓開に関すること。</u> (12)避難地、避難施設となった都市公園施設の安全対策に関すること。 (13)都市公園等の都市施設に係る被害調査の取りまとめ及び応急復旧に関すること。 (14)関係市町との連絡調整に関すること。		都市施設 対策班		(11)避難地、避難施設となった都市公園施設の安全対策に関すること。 (12)都市公園等の都市施設に係る被害調査の取りまとめ及び応急復旧に関すること。 (13)関係市町との連絡調整に関すること。	
	河川班		(15)河川、海岸等の被害調査及び応急復旧並びに二次災害の防止に関すること。 (16)水防法に基づく居住者等への立退の指示等に関すること。 (17)水防対策に関すること。		河川班		(14)河川、海岸等の被害調査及び応急復旧並びに二次災害の防止に関すること。 (15)水防法に基づく居住者等への立退の指示等に関すること。 (16)水防対策に関すること。	
		ダム管理事務所	(18)ダム施設（堤体、付属機器設備等）の被害状況調査及び応急復旧並びに二次災害防止に関すること。 (19)ダム関係機関との連絡調整に関すること。			ダム管理事務所	(17)ダム施設（堤体、付属機器設備等）の被害状況調査及び応急復旧並びに二次災害防止に関すること。 (18)ダム関係機関との連絡調整に関すること。	
	港 湾 班	港 務 所 港 湾 管 理 事 務 所	(20)港湾及び国土交通省港湾局所管の海岸の被害調査及び応急復旧並びに二次災害防止に関すること。 (21)海上輸送に係る救援物資等の荷揚げ場の確保措置に関すること。 (22)海上保安部との連絡調整に関すること。		港 湾 班	港 務 所 港 湾 管 理 事 務 所	(19)港湾及び国土交通省港湾局所管の海岸の被害調査及び応急復旧並びに二次災害防止に関すること。 (20)海上輸送に係る救援物資等の荷揚げ場の確保措置に関すること。 (21)海上保安部との連絡調整に関すること。	
		山口宇部空港 事務所	(23)空港施設設備の安全点検、応急復旧に関すること。 (24)空港利用者の避難誘導等安全対策に関すること。 (25)本部（港湾班及び交通運輸対策班）との連絡調整に関すること。 (26)航空機事故発生時の応急対策の実施（３編２２章に記述する航空機災害対策）に関すること。			山口宇部空港 事務所	(22)空港施設設備の安全点検、応急復旧に関すること。 (23)空港利用者の避難誘導等安全対策に関すること。 (24)本部（港湾班及び交通運輸対策班）との連絡調整に関すること。 (25)航空機事故発生時の応急対策の実施（３編２２章に記述する航空機災害対策）に関すること。	

現 行			修 正 案			備 考	
住宅班	土木建築事務所	(27) 応急仮設住宅の建設に関すること。 (28) 被災者への公営住宅等のあっせんに関すること。 (29) 公営住宅の安全点検、被害調査及び応急復旧並びに二次災害防止に関すること。 (30) 被災者の住宅建設、修理のための災害復興住宅融資に関すること。 (31) 公営住宅の被害調査の取りまとめ、報告に関すること。 (32) 宅地開発に伴う防災応急措置に関すること。	住宅班	土木建築事務所	(26) 応急仮設住宅の建設に関すること。 (27) 被災者への公営住宅等のあっせんに関すること。 (28) 公営住宅の安全点検、被害調査及び応急復旧並びに二次災害防止に関すること。 (29) 被災者の住宅建設、修理のための災害復興住宅融資に関すること。 (30) 公営住宅の被害調査の取りまとめ、報告に関すること。 (31) 宅地開発に伴う防災応急措置に関すること。		
	その他の出先機関	(33) 総務部のその他の出先機関が実施する業務に準じる。		その他の出先機関	(32) 総務部のその他の出先機関が実施する業務に準じる。 (33) (削除)		
第2章 災害情報の収集・伝達計画							
第1節 災害情報計画							
第1項 大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波情報に係る伝達（3－2－3）							
1 気象台からの伝達系統図							
気象庁 （下関地方気象台 気象庁本庁 大阪管区気象台 福岡管区気象台 広島地方気象台） （気象情報伝送処理システム） NHK NHK山口放送局 テレビ・ラジオ 関東地方整備局 中国地方整備局 山口河川国道事務所 NTT西日本又は NTT東日本 消防庁 （全国瞬時警報システム（J-Alert）） 警察庁 （防災情報提供システム） （メール等） 山口県 （防災危機管理課・当直員） （警察電話） 山口県警察本部 （防災行政無線（地上系・衛星系）） （警察無線） ・市 町 ・消防本部 ・県出先機関 （パトカー等） 船舶・ 漁業組合 住 民							表現の適正化
2 県における伝達系統図							
図中 <u>県警</u> 本部（警備課・ <u>一般</u> 当直）							
第2章 災害情報の収集・伝達計画							
第1節 災害情報計画							
第1項 大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波情報に係る伝達（3－2－3）							
1 気象台からの伝達系統図							
気象庁 （下関地方気象台 気象庁本庁 大阪管区気象台 福岡管区気象台 広島地方気象台） （気象情報伝送処理システム） NHK NHK山口放送局 テレビ・ラジオ 関東地方整備局 中国地方整備局 山口河川国道事務所 NTT西日本又は NTT東日本 消防庁 （全国瞬時警報システム（J-Alert）） 警察庁 （防災情報提供システム） （メール等） 山口県 （防災危機管理課・当直員） （警察電話） 山口県警察本部 （防災行政無線（地上系・衛星系）） （警察無線） ・市 町 ・消防本部 ・県出先機関 （パトカー等） 船舶・ 漁業組合 住 民							表現の適正化
2 県における伝達系統図							
図中 <u>警察</u> 本部（警備課・ <u>総合</u> 当直）							

現 行		修 正 案		備 考
第2項 関係機関による措置事項（3－2－8）				
関係機関	措置内容			名称変更
気象台 （緊急地震速報については気象庁）	(5) 地震情報の種類とその内容			
	地震情報の種類	発表基準	内容	
	震源・震度に関する情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。	
第3項 土砂災害警戒情報（気象業務法第11条、災害対策基本法第40条及び第55条、土砂災害防止法第27条）（3－2－17）				
8 土砂災害警戒情報の伝達				
土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は次の図のとおりとする。				
第3項 土砂災害警戒情報（気象業務法第11条、災害対策基本法第40条及び第55条、土砂災害防止法第27条）（3－2－17）				
8 土砂災害警戒情報の伝達				
土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は次の図のとおりとする。				
表現の適正化				

現 行				修 正 案				備 考																																													
第2節 災害情報収集・伝達計画								表現の適正化																																													
第1項 情報収集・伝達連絡系統（3－2－22）																																																					
2 防災関係機関等の措置																																																					
<table><tr><th colspan="2">区分</th><th colspan="2">内容</th></tr><tr><td rowspan="4">市町</td><td colspan="3">5 直接即報</td></tr><tr><td colspan="2">回線別</td><td>平日(9:30～18:15) ※応急対策室</td><td>左 記 以 外 ※宿直室</td></tr><tr><td>NTT回線</td><td>電話 FAX</td><td>03－5253－7527 03－5253－7537</td><td>03－5253－7777 03－5253－7553</td></tr><tr><td>防災無線（衛星系）</td><td>電話 FAX</td><td>回線選択-048-500-90-49013 回線選択-048-500-90-49033</td><td>回線選択-048-500-90-49102 回線選択-048-500-90-49036</td></tr></table>				区分		内容			市町	5 直接即報			回線別		平日(9:30～18:15) ※応急対策室	左 記 以 外 ※宿直室	NTT回線	電話 FAX	03－5253－7527 03－5253－7537	03－5253－7777 03－5253－7553	防災無線（衛星系）	電話 FAX	回線選択-048-500-90-49013 回線選択-048-500-90-49033	回線選択-048-500-90-49102 回線選択-048-500-90-49036	<table><tr><th colspan="2">区分</th><th colspan="2">内容</th></tr><tr><td rowspan="4">市町</td><td colspan="3">5 直接即報</td></tr><tr><td colspan="2">回線別</td><td>平日(9:30～18:15) ※応急対策室</td><td>左 記 以 外 ※宿直室</td></tr><tr><td>NTT回線</td><td>電話 FAX</td><td>03－5253－7527 03－5253－7537</td><td>03－5253－7777 03－5253－7553</td></tr><tr><td>防災無線（衛星系）</td><td>電話 FAX</td><td>回線選択-048-500-90-49013 回線選択-048-500-49033</td><td>回線選択-048-500-90-49102 回線選択-048-500-49036</td></tr></table>				区分		内容		市町	5 直接即報			回線別		平日(9:30～18:15) ※応急対策室	左 記 以 外 ※宿直室	NTT回線	電話 FAX	03－5253－7527 03－5253－7537	03－5253－7777 03－5253－7553	防災無線（衛星系）	電話 FAX	回線選択-048-500-90-49013 回線選択-048-500-49033	回線選択-048-500-90-49102 回線選択-048-500-49036					
区分		内容																																																			
市町	5 直接即報																																																				
	回線別		平日(9:30～18:15) ※応急対策室	左 記 以 外 ※宿直室																																																	
	NTT回線	電話 FAX	03－5253－7527 03－5253－7537	03－5253－7777 03－5253－7553																																																	
	防災無線（衛星系）	電話 FAX	回線選択-048-500-90-49013 回線選択-048-500-90-49033	回線選択-048-500-90-49102 回線選択-048-500-90-49036																																																	
区分		内容																																																			
市町	5 直接即報																																																				
	回線別		平日(9:30～18:15) ※応急対策室	左 記 以 外 ※宿直室																																																	
	NTT回線	電話 FAX	03－5253－7527 03－5253－7537	03－5253－7777 03－5253－7553																																																	
	防災無線（衛星系）	電話 FAX	回線選択-048-500-90-49013 回線選択-048-500-49033	回線選択-048-500-90-49102 回線選択-048-500-49036																																																	
<table><tr><td rowspan="5">県</td><td colspan="3">4 政府機関に対する報告</td></tr><tr><td colspan="3">(1) 報告先</td></tr><tr><td colspan="2">回線別</td><td>平日(9:30～18:15) ※応急対策室</td><td>左 記 以 外 ※宿直室</td></tr><tr><td>NTT回線</td><td>電話 FAX</td><td>03－5253－7527 03－5253－7537</td><td>03－5253－7777 03－5253－7553</td></tr><tr><td>消防防災無線</td><td>電話 FAX</td><td>7－27－90－49013 7－27－90－49033</td><td>7－27－90－49012 7－27－90－49036</td></tr><tr><td>防災無線（衛星系）</td><td>電話 FAX</td><td>回線選択-048-500-90-49013 回線選択-048-500-90-49033</td><td>回線選択-048-500-90-49102 回線選択-048-500-90-49036</td></tr></table>				県	4 政府機関に対する報告			(1) 報告先			回線別		平日(9:30～18:15) ※応急対策室	左 記 以 外 ※宿直室	NTT回線	電話 FAX	03－5253－7527 03－5253－7537	03－5253－7777 03－5253－7553	消防防災無線	電話 FAX	7－27－90－49013 7－27－90－49033	7－27－90－49012 7－27－90－49036	防災無線（衛星系）	電話 FAX	回線選択-048-500-90-49013 回線選択-048-500-90-49033	回線選択-048-500-90-49102 回線選択-048-500-90-49036	<table><tr><td rowspan="5">県</td><td colspan="3">4 政府機関に対する報告</td></tr><tr><td colspan="3">(1) 報告先</td></tr><tr><td colspan="2">回線別</td><td>平日(9:30～18:15) ※応急対策室</td><td>左 記 以 外 ※宿直室</td></tr><tr><td>NTT回線</td><td>電話 FAX</td><td>03－5253－7527 03－5253－7537</td><td>03－5253－7777 03－5253－7553</td></tr><tr><td>消防防災無線</td><td>電話 FAX</td><td>7－27－90－49013 7－27－90－49033</td><td>7－27－90－49012 7－27－90－49036</td></tr><tr><td>防災無線（衛星系）</td><td>電話 FAX</td><td>8-048-500-90-49013 8-048-500-49033</td><td>8-048-500-90-49102 8-048-500-90-49036</td></tr></table>				県	4 政府機関に対する報告			(1) 報告先			回線別		平日(9:30～18:15) ※応急対策室	左 記 以 外 ※宿直室	NTT回線	電話 FAX	03－5253－7527 03－5253－7537	03－5253－7777 03－5253－7553	消防防災無線	電話 FAX	7－27－90－49013 7－27－90－49033	7－27－90－49012 7－27－90－49036	防災無線（衛星系）	電話 FAX	8-048-500-90-49013 8-048-500-49033	8-048-500-90-49102 8-048-500-90-49036
県	4 政府機関に対する報告																																																				
	(1) 報告先																																																				
	回線別		平日(9:30～18:15) ※応急対策室		左 記 以 外 ※宿直室																																																
	NTT回線	電話 FAX	03－5253－7527 03－5253－7537		03－5253－7777 03－5253－7553																																																
	消防防災無線	電話 FAX	7－27－90－49013 7－27－90－49033	7－27－90－49012 7－27－90－49036																																																	
防災無線（衛星系）	電話 FAX	回線選択-048-500-90-49013 回線選択-048-500-90-49033	回線選択-048-500-90-49102 回線選択-048-500-90-49036																																																		
県	4 政府機関に対する報告																																																				
	(1) 報告先																																																				
	回線別		平日(9:30～18:15) ※応急対策室	左 記 以 外 ※宿直室																																																	
	NTT回線	電話 FAX	03－5253－7527 03－5253－7537	03－5253－7777 03－5253－7553																																																	
	消防防災無線	電話 FAX	7－27－90－49013 7－27－90－49033	7－27－90－49012 7－27－90－49036																																																	
防災無線（衛星系）	電話 FAX	8-048-500-90-49013 8-048-500-49033	8-048-500-90-49102 8-048-500-90-49036																																																		
第3節 通信運用計画								表現の適正化																																													
第1項 通信の確保（3－2－30）																																																					
2 通信の確保																																																					
県、市町及び防災関係機関は、情報連絡手段としてあらかじめ整備している専用無線通信の確保に努めるものとする。																																																					
(1) 県																																																					
県は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置している防災行政無線網（地上系・衛星系）を確保し、重要情報の収集、伝達を優先的かつ迅速に行うため、次の措置をとる。								令和6年能登半島地震を踏まえた防災・減災対策の強化																																													
ア 回線統制																																																					
全回線又は任意の回線について、その発着信を統制する。																																																					
イ 割込み及び強制切断																																																					
任意の話中回線に、割込みを行うほか、その回線の強制切断を行う。																																																					
ウ 上記ア及びイの措置をる場合は、制限の内容その他必要事項について関係端末局の無線管理者（市町長、出先機関の長等）に事前に通知し、混乱を回避するものとする。								令和6年能登半島地震を踏まえた防災・減災対策の強化																																													
第3節 通信運用計画																																																					
第1項 通信の確保（3－2－30）																																																					
2 通信の確保																																																					
県、市町及び防災関係機関は、情報連絡手段としてあらかじめ整備している専用無線通信等の確保に努めるものとする。																																																					
(1) 県																																																					
県は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置している防災行政無線網（地上系・衛星系）を確保し、重要情報の収集、伝達を優先的かつ迅速に行うため、次の措置をとる。																																																					
ア 県は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省に連絡するものとする。																																																					
イ 回線統制																																																					
全回線又は任意の回線について、その発着信を統制する。																																																					
割込み及び強制切断																																																					
任意の話中回線に、割込みを行うほか、その回線の強制切断を行う。																																																					
上記 及び の措置を行う場合は、制限の内容その他必要事項について関係端末局の無線管理者（市町長、出先機関の長等）に事前に通知し、混乱を回避するものとする。																																																					
ウ 災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、衛星インターネット機器を使用して、通信の確保を図る。																																																					

現 行	修 正 案	備 考
第3章 救助・救急、医療等活動計画 第2節 医療等活動計画 第2項 医療救護体制（3－3－5） 1 医療救護活動 (2) 機関別活動内容 イ 県 <u>(オ)</u> 災害救助部長は、県の能力では十分でないと認められるときは、厚生労働省や、中国・四国・九州各県相互応援協定等の協定に基づき近隣県に、応援を要請するとともに、活動に必要な現地の体制を整備する。 その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対し適宜助言を行う。 <u>(カ)</u> 災害救助部長は、保健医療福祉活動の総合調整が困難となった場合は、厚生労働省に対し、全国の都道府県及び指定都市からのDHEATの応援派遣に関する調整を依頼する。 <u>(キ)</u> 必要に応じ、災対法第71条、救助法第7条に基づき、医療救護に必要な者（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師及び看護師）に対し従事命令を発する。 <u>(ク)</u> 救助を行ううえで特に必要があると認める場合、救助法第9条に基づき、知事は病院、診療所の管理ができることから、災害の状況、救助活動の状況等により、当該医療機関の代表者と協議する。 <u>(ケ)</u> 医療機関へのライフラインの復旧、水の供給の確保が優先的に行われるよう関係者へ要請する。 (コ) （新設） (サ) （新設） 第5項 医薬品・医療資機材の補給（3－3－13） 2 血液製剤等の確保 (1) 各機関の対応 イ 山口県赤十字血液センター (ウ) 後方医療機関、救護所等への血液製剤の供給には、県（災害救助部）及び日本赤十字社山口県支部と密接な連絡の下に行う。 なお、原則として血液製剤の輸送は、山口県赤十字血液センターが行うが、陸送不可能な場合には、県警本部、自衛隊等に空輸や海上輸送の要請を行うなど、輸送体制の確保を図る。 第4章 避難計画 第2節 避難所の設置運営 第4項 広域一時滞在（3－4－7） 1 市町において行う事項 (3) 県から被災者の受け入れを指示された市町は、直ちに、避難所を開設し、受け入れ体制を整備する。 2 県において行う事項 (1) 被災市町等から被災者の移送の要請があった場合は、県（災害救助部救助総務班）は、県及び市町相互間の応援協定に基づき他市町に、都道府県間の相互応援協定に基づき近隣県等へ照会するなどして被災者の移送先を決定する。また、被災市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要請を待ついとまがないときは、市町の要請を待たないで広域一時滞在のための協議を行うものとする。 なお、市町及び県が被災により当該協議を行うことができない場合には、国が代わって行うものとする。 (2) 知事は、移送先が決定したら、直ちに、移送先の市町長に対して避難所の開設を指示要請し、被災者の受け入れ体制を整備させる。	第3章 救助・救急、医療等活動計画 第2節 医療等活動計画 第2項 医療救護体制（3－3－5） 1 医療救護活動 (2) 機関別活動内容 イ 県 <u>(オ)</u> 災害救助部長は、必要と認めるときは、災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の出動を要請する。 <u>出動を要請する場合、災害救助部内にDPAT県調整本部を設置し、必要に応じて活動拠点本部を設置するとともに、DPATの指揮・調整、精神保健医療に関する被災情報の収集、関係機関との連絡調整等を行う。</u> <u>(カ)</u> 災害救助部長は、県の能力では十分でないと認められるときは、厚生労働省や、中国・四国・九州各県相互応援協定等の協定に基づき近隣県に、応援を要請するとともに、活動に必要な現地の体制を整備する。 その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対し適宜助言を行う。 <u>(キ)</u> 災害救助部長は、県内DPATでの対応が困難な場合は、DPAT統括者の判断を踏まえ、厚生労働省、DPAT事務局又は他都道府県へDPATの応援派遣を要請する。 <u>(ク)</u> 災害救助部長は、保健医療福祉活動の総合調整が困難となった場合は、厚生労働省に対し、全国の都道府県及び指定都市からのDHEATの応援派遣に関する調整を依頼する。 <u>(ケ)</u> 必要に応じ、災対法第71条、救助法第7条に基づき、医療救護に必要な者（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師及び看護師）に対し従事命令を発する。 <u>(コ)</u> 救助を行ううえで特に必要があると認める場合、救助法第9条に基づき、知事は病院、診療所の管理ができることから、災害の状況、救助活動の状況等により、当該医療機関の代表者と協議する。 <u>(サ)</u> 医療機関へのライフラインの復旧、水の供給の確保が優先的に行われるよう関係者へ要請する。 第5項 医薬品・医療資機材の補給（3－3－13） 2 血液製剤等の確保 (1) 各機関の対応 イ 山口県赤十字血液センター (ウ) 後方医療機関、救護所等への血液製剤の供給には、県（災害救助部）及び日本赤十字社山口県支部と密接な連絡の下に行う。 なお、原則として血液製剤の輸送は、山口県赤十字血液センターが行うが、陸送不可能な場合には、警察本部、自衛隊等に空輸や海上輸送の要請を行うなど、輸送体制の確保を図る。 第4章 避難計画 第2節 避難所の設置運営 第4項 広域一時滞在（3－4－7） 1 市町において行う事項 (3) 県から被災者の受け入れを指示された市町は、直ちに、避難所を開設し、<u>必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して</u>、受け入れ体制を整備する。 2 県において行う事項 (1) 被災市町等から被災者の移送の要請があった場合は、県（総務部本部室班）は、県及び市町相互間の応援協定に基づき他市町に、都道府県間の相互応援協定に基づき近隣県等へ照会するなどして被災者の移送先を決定する。また、被災市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要請を待ついとまがないときは、市町の要請を待たないで広域一時滞在のための協議を行うものとする。 なお、市町及び県が被災により当該協議を行うことができない場合には、国が代わって行うものとする。 (2) 知事は、移送先が決定したら、直ちに、移送先の市町長に対して避難所の開設を指示要請し、<u>必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して</u>、被災者の受け入れ体制を整備させる。	DPATの体制と活動内容を追記 表現の適正化 令和6年能登半島地震を踏まえた防災・減災対策の強化 事務移管 令和6年能登半島地震を踏まえた防災・減災対策の強化

現 行	修 正 案	備 考																																				
第5章 消防防災ヘリコプターによる災害応急対策 第4節 応援要請 2 要請方法（3－5－3） <table><tr><td colspan="2">山口県消防防災航空センター 運行責任者（所長） ④出勤可否決定</td></tr><tr><td>電 話 0836-37-6422 F A X 0836-37-6423 防災無線 地上系 2 6 5－＊－3 (FAX) 2 6 5 衛星系 0 3 5－2 6 4</td><td>③出勤、運航準備指示 ・航空消防活動指揮者と機長協議 ・天候判断、運行可否決定 <table><tr><td>消防防災航空隊</td><td>運航委託会社</td></tr></table></td></tr></table> 第6章 応援要請計画 第2節 自衛隊災害派遣要請計画 第2項 災害派遣要請の手続き（3－6－11） 2 要請手続 (3) 災害派遣連絡窓口一覧表 <table><tr><th>区分</th><th>要請先</th><th>所在地</th><th>活動内容</th></tr><tr><td>陸上自衛隊に 対するもの</td><td>第17普通科連隊長 第13旅団長 中部方面総監</td><td>山口市上宇野^令784 (083-922-2281) (県庁内線 5184) (防災無線(衛星系)035-217) 広島県安芸郡海田町^素2-1(082-822-3101) (防災無線(衛星系)034-101-941-157) 伊丹市緑ヶ丘7-1-1 (0727-82-0001)</td><td>車両・船艇・航空機・地上 部隊による各種救助活動</td></tr><tr><td>海上自衛隊に 対するもの</td><td>呉地方総監 佐世保地方総監 第31航空群司令 小月教育航空群司令 下関基地隊司令</td><td>呉市幸町8-1 (0823-22-5511) (防災無線(衛星系)034-101-89-158) 佐世保市平瀬町 (0956-23-7111) 岩国市三角町2丁目 (0827-22-3181) 下関市松屋本町3-2-1 (083-282-1180) 下関市永田本町4-8-1 (083-286-2323)</td><td>艦艇又は航空機をもってす る人員、物資の輸送、状況 偵察、応急給水等</td></tr></table> 第7章 緊急輸送計画 第1節 緊急輸送ネットワークの整備 第4項 発災時における緊急輸送施設の確保（3－7－3） 2 県災害対策本部内に、<u>災害救助部</u>を中心とした「緊急支援物資対策チーム」を設置し、支援物資に係る対応を一元的に処理する。 第3節 輸送車両等の確保 第1項 輸送手段の確保措置（3－7－5） 2 輸送方法については、車両による輸送、列車による輸送、船舶による輸送、航空機による輸送、人力による輸送等 が考えられるが、被災地の地理的条件、社会的条件、被災状況等を総合的に判断して最も効率的で適切な方法によ ることとする。 (4) <u>他の輸送</u>手段が確保できない場合、自衛隊に対し必要な要請を行うものとする。 (5) （新設）	山口県消防防災航空センター 運行責任者（所長） ④出勤可否決定		電 話 0836-37-6422 F A X 0836-37-6423 防災無線 地上系 2 6 5－＊－3 (FAX) 2 6 5 衛星系 0 3 5－2 6 4	③出勤、運航準備指示 ・航空消防活動指揮者と機長協議 ・天候判断、運行可否決定 <table><tr><td>消防防災航空隊</td><td>運航委託会社</td></tr></table>	消防防災航空隊	運航委託会社	区分	要請先	所在地	活動内容	陸上自衛隊に 対するもの	第17普通科連隊長 第13旅団長 中部方面総監	山口市上宇野 ^令 784 (083-922-2281) (県庁内線 5184) (防災無線(衛星系)035-217) 広島県安芸郡海田町 ^素 2-1(082-822-3101) (防災無線(衛星系)034-101-941-157) 伊丹市緑ヶ丘7-1-1 (0727-82-0001)	車両・船艇・航空機・地上 部隊による各種救助活動	海上自衛隊に 対するもの	呉地方総監 佐世保地方総監 第31航空群司令 小月教育航空群司令 下関基地隊司令	呉市幸町8-1 (0823-22-5511) (防災無線(衛星系)034-101-89-158) 佐世保市平瀬町 (0956-23-7111) 岩国市三角町2丁目 (0827-22-3181) 下関市松屋本町3-2-1 (083-282-1180) 下関市永田本町4-8-1 (083-286-2323)	艦艇又は航空機をもってす る人員、物資の輸送、状況 偵察、応急給水等	第5章 消防防災ヘリコプターによる災害応急対策 第4節 応援要請 2 要請方法（3－5－3） <table><tr><td colspan="2">山口県消防防災航空センター 運行責任者（所長） ④出勤可否決定</td></tr><tr><td>電 話 0836-37-6422 F A X 0836-37-6423 防災無線 地上系 2 6 5－＊－3 (FAX) 2 6 5 衛星系 <u>8</u>－0 3 5－2 6 4</td><td>③出勤、運航準備指示 ・航空消防活動指揮者と機長協議 ・天候判断、運行可否決定 <table><tr><td>消防防災航空隊</td><td>運航委託会社</td></tr></table></td></tr></table> 第6章 応援要請計画 第2節 自衛隊災害派遣要請計画 第2項 災害派遣要請の手続き（3－6－11） 2 要請手続 (3) 災害派遣連絡窓口一覧表 <table><tr><th>区分</th><th>要請先</th><th>所在地</th><th>活動内容</th></tr><tr><td>陸上自衛隊に 対するもの</td><td>第17普通科連隊長 第13旅団長 中部方面総監</td><td>山口市上宇野^令784 (083-922-2281) (県庁内線 5184) (防災無線(衛星系)8-035-217) 広島県安芸郡海田町^素2-1(082-822-3101) (防災無線(衛星系)8-034-101-941-157) 伊丹市緑ヶ丘7-1-1 (0727-82-0001)</td><td>車両・船艇・航空機・地上 部隊による各種救助活動</td></tr><tr><td>海上自衛隊に 対するもの</td><td>呉地方総監 佐世保地方総監 第31航空群司令 小月教育航空群司令 下関基地隊司令</td><td>呉市幸町8-1 (0823-22-5511) (防災無線(衛星系) 8-034-101-89-158) 佐世保市平瀬町 (0956-23-7111) 岩国市三角町2丁目 (0827-22-3181) 下関市松屋本町3-2-1 (083-282-1180) 下関市永田本町4-8-1 (083-286-2323)</td><td>艦艇又は航空機をもってす る人員、物資の輸送、状況 偵察、応急給水等</td></tr></table> 第7章 緊急輸送計画 第1節 緊急輸送ネットワークの整備 第4項 発災時における緊急輸送施設の確保（3－7－3） 2 県災害対策本部内に、<u>総務部</u>を中心とした「緊急支援物資対策チーム」を設置し、支援物資に係る対応を一元的に処 理する。 第3節 輸送車両等の確保 第1項 輸送手段の確保措置（3－7－5） 2 輸送方法については、車両による輸送、列車による輸送、船舶による輸送、航空機による輸送、人力による輸送等 が考えられるが、被災地の地理的条件、社会的条件、被災状況等を総合的に判断して最も効率的で適切な方法によ ることとする。 (4) <u>上記</u>手段が確保できない場合、自衛隊に対し必要な要請を行うものとする。 <u>(5) 他の輸送手段による輸送が困難な場合等は、ドローンを活用した輸送を検討するものとする。</u>	山口県消防防災航空センター 運行責任者（所長） ④出勤可否決定		電 話 0836-37-6422 F A X 0836-37-6423 防災無線 地上系 2 6 5－＊－3 (FAX) 2 6 5 衛星系 <u>8</u> －0 3 5－2 6 4	③出勤、運航準備指示 ・航空消防活動指揮者と機長協議 ・天候判断、運行可否決定 <table><tr><td>消防防災航空隊</td><td>運航委託会社</td></tr></table>	消防防災航空隊	運航委託会社	区分	要請先	所在地	活動内容	陸上自衛隊に 対するもの	第17普通科連隊長 第13旅団長 中部方面総監	山口市上宇野 ^令 784 (083-922-2281) (県庁内線 5184) (防災無線(衛星系) 8 -035-217) 広島県安芸郡海田町 ^素 2-1(082-822-3101) (防災無線(衛星系) 8 -034-101-941-157) 伊丹市緑ヶ丘7-1-1 (0727-82-0001)	車両・船艇・航空機・地上 部隊による各種救助活動	海上自衛隊に 対するもの	呉地方総監 佐世保地方総監 第31航空群司令 小月教育航空群司令 下関基地隊司令	呉市幸町8-1 (0823-22-5511) (防災無線(衛星系) 8 -034-101-89-158) 佐世保市平瀬町 (0956-23-7111) 岩国市三角町2丁目 (0827-22-3181) 下関市松屋本町3-2-1 (083-282-1180) 下関市永田本町4-8-1 (083-286-2323)	艦艇又は航空機をもってす る人員、物資の輸送、状況 偵察、応急給水等	表現の適正化 表現の適正化 事務移管 令和6年能登 半島地震を踏 まえた防災・ 減災対策の強 化
山口県消防防災航空センター 運行責任者（所長） ④出勤可否決定																																						
電 話 0836-37-6422 F A X 0836-37-6423 防災無線 地上系 2 6 5－＊－3 (FAX) 2 6 5 衛星系 0 3 5－2 6 4	③出勤、運航準備指示 ・航空消防活動指揮者と機長協議 ・天候判断、運行可否決定 <table><tr><td>消防防災航空隊</td><td>運航委託会社</td></tr></table>	消防防災航空隊	運航委託会社																																			
消防防災航空隊	運航委託会社																																					
区分	要請先	所在地	活動内容																																			
陸上自衛隊に 対するもの	第17普通科連隊長 第13旅団長 中部方面総監	山口市上宇野 ^令 784 (083-922-2281) (県庁内線 5184) (防災無線(衛星系)035-217) 広島県安芸郡海田町 ^素 2-1(082-822-3101) (防災無線(衛星系)034-101-941-157) 伊丹市緑ヶ丘7-1-1 (0727-82-0001)	車両・船艇・航空機・地上 部隊による各種救助活動																																			
海上自衛隊に 対するもの	呉地方総監 佐世保地方総監 第31航空群司令 小月教育航空群司令 下関基地隊司令	呉市幸町8-1 (0823-22-5511) (防災無線(衛星系)034-101-89-158) 佐世保市平瀬町 (0956-23-7111) 岩国市三角町2丁目 (0827-22-3181) 下関市松屋本町3-2-1 (083-282-1180) 下関市永田本町4-8-1 (083-286-2323)	艦艇又は航空機をもってす る人員、物資の輸送、状況 偵察、応急給水等																																			
山口県消防防災航空センター 運行責任者（所長） ④出勤可否決定																																						
電 話 0836-37-6422 F A X 0836-37-6423 防災無線 地上系 2 6 5－＊－3 (FAX) 2 6 5 衛星系 <u>8</u> －0 3 5－2 6 4	③出勤、運航準備指示 ・航空消防活動指揮者と機長協議 ・天候判断、運行可否決定 <table><tr><td>消防防災航空隊</td><td>運航委託会社</td></tr></table>	消防防災航空隊	運航委託会社																																			
消防防災航空隊	運航委託会社																																					
区分	要請先	所在地	活動内容																																			
陸上自衛隊に 対するもの	第17普通科連隊長 第13旅団長 中部方面総監	山口市上宇野 ^令 784 (083-922-2281) (県庁内線 5184) (防災無線(衛星系) 8 -035-217) 広島県安芸郡海田町 ^素 2-1(082-822-3101) (防災無線(衛星系) 8 -034-101-941-157) 伊丹市緑ヶ丘7-1-1 (0727-82-0001)	車両・船艇・航空機・地上 部隊による各種救助活動																																			
海上自衛隊に 対するもの	呉地方総監 佐世保地方総監 第31航空群司令 小月教育航空群司令 下関基地隊司令	呉市幸町8-1 (0823-22-5511) (防災無線(衛星系) 8 -034-101-89-158) 佐世保市平瀬町 (0956-23-7111) 岩国市三角町2丁目 (0827-22-3181) 下関市松屋本町3-2-1 (083-282-1180) 下関市永田本町4-8-1 (083-286-2323)	艦艇又は航空機をもってす る人員、物資の輸送、状況 偵察、応急給水等																																			

現 行	修 正 案	備 考
第2項 調達（3－7－6） 【県（各部）】 (3) <u>中国J Rバス</u>株式会社（人員） 【指定公共機関・指定地方公共機関・公共的団体、関係業者等】 5 <u>中国J Rバス</u>株式会社 (1) 災害時、県又は市町から人員輸送の協力要請を受けたときは、「<u>中国J Rバス</u>株式会社災害時連絡系統図」による本社又は営業所で要請に<u>応ずる</u>。 第9章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画 第1節 食料供給計画 第1項 食料の供給計画（3－9－2） 【市町・県（農業振興課・<u>厚政課</u>）・農林水産省】 1 主食の供給 ＜災害救助法が適用された場合の災害救助用米穀の供給経路図＞ 【県（<u>厚政課</u>）】 2 副食等の供給 【県（<u>厚政課</u>・農業振興課・畜産振興課・水産振興課）】 3 食料の輸送 第2項 炊き出し、その他の食品の給与 【市町・県（厚政課・農業振興課）】	第2項 調達（3－7－6） 【県（各部）】 (3) <u>J Rバス中国</u>株式会社（人員） 【指定公共機関・指定地方公共機関・公共的団体、関係業者等】 5 <u>J Rバス中国</u>株式会社 (1) 災害時、県又は市町から人員輸送の協力要請を受けたときは、「<u>J Rバス中国</u>株式会社災害時連絡系統図」による本社又は営業所で要請に<u>応じる</u>。 第9章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画 第1節 食料供給計画 第1項 食料の供給計画（3－9－2） 【市町・県（農業振興課・<u>防災危機管理課</u>）・農林水産省】 1 主食の供給 ＜災害救助法が適用された場合の災害救助用米穀の供給経路図＞ 【県（<u>防災危機管理課</u>）】 2 副食等の供給 【県（<u>防災危機管理課</u>・農業振興課・畜産振興課・水産振興課）】 3 食料の輸送 第2項 炊き出し、その他の食品の給与 【市町・県（<u>防災危機管理課</u>・厚政課・農業振興課）】	社名変更 社名変更 事務移管 事務移管 事務移管 事務移管 事務移管

現 行	修 正 案	備 考
第3節 生活必需品等の供給計画 第1項 生活必需品等の供給計画（3－9－8） 【市町・県（<u>厚政課</u>・産業労働部・物品管理課・防災危機管理課）・中国経済産業局】 1 生活必需品等の調達・供給経路図 The flowchart illustrates the current supply and distribution system. It shows a flow from manufacturers and sellers to the Ministry of Economy, Trade and Industry, then to the Prefectural Department of Industry, Labour and Welfare, and the Prefectural Office of Disaster Management. From there, supplies are distributed to disaster-stricken municipalities, which then provide them to disaster-stricken residents. The process involves various steps including requests, coordination, and the use of regional distribution bases and disaster-stricken municipalities as collection points. 3 生活必需品等の給（貸）与 (3) 各機関の実施内容 ア 市町 (ア) 市町長は、被災者に生活必需品等を給（貸）与する場合、その配分方法等について県（<u>厚政課</u>）と協議し、あらかじめ定めておく。 (イ) 災害時における被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与は、市町長が実施する。 (ウ) 被災地の市町において、給（貸）与の実施が困難な場合は、市町長は知事（<u>厚政課・健康福祉センター</u>）に応援を要請する。 イ 県 県（<u>厚政課・健康福祉センター</u>）は、市町長から応援要請があった場合又は自ら実施することが必要と認めた場合、直ちに<u>災害救助部内各班及びその他の部の協力を得て</u>、応援措置を講じるものとする。	第3節 生活必需品等の供給計画 第1項 生活必需品等の供給計画（3－9－8） 【市町・県（産業労働部・物品管理課・防災危機管理課）・中国経済産業局】 1 生活必需品等の調達・供給経路図 The flowchart illustrates the proposed supply and distribution system. It shows a flow from manufacturers and sellers to the Ministry of Economy, Trade and Industry, then to the Prefectural Department of Industry, Labour and Welfare, and the Prefectural Office of Disaster Management. From there, supplies are distributed to disaster-stricken municipalities, which then provide them to disaster-stricken residents. The process involves various steps including requests, coordination, and the use of regional distribution bases and disaster-stricken municipalities as collection points. The proposed changes include the addition of 'Prefectural Offices' as collection points and the transfer of disaster management responsibilities to the Prefectural Office of Disaster Management. 3 生活必需品等の給（貸）与 (3) 各機関の実施内容 ア 市町 (ア) 市町長は、被災者に生活必需品等を給（貸）与する場合、その配分方法等について県（<u>防災危機管理</u>）と協議し、あらかじめ定めておく。 (イ) 災害時における被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与は、市町長が実施する。 (ウ) 被災地の市町において、給（貸）与の実施が困難な場合は、市町長は知事（<u>防災危機管理課</u>）に応援を要請する。 イ 県 県（<u>防災危機管理課</u>）は、市町長から応援要請があった場合又は自ら実施することが必要と認めた場合、直ちに応援措置を講じるものとする。	事務移管 事務移管 事務移管 事務移管 事務移管 事務移管

現 行	修 正 案	備 考
第2項 救助法による生活必需物資の給（貸）与（3－9－10） 2 給（貸）与の方法 （2）物資の確保及び購入の措置 ア 市町から応援要請があった場合の県の物資の購入については、緊急確保の必要性から、山口県物品規則別表第2の調達除外物品（災害用物品）として<u>救助総務班</u>が行うものとする。 イ 物資の確保について、産業総務班が協力するものとする。 ウ 現地において調達可能な物資については、<u>健康福祉センター所長及び</u>市町長において措置するものとする。 3 物資の送達及び配分の措置 （1）救助物資の送達 ア 原則として県本部（<u>救助総務班</u>・物品管理班）が実施するが、被災市町が輸送能力を有し、かつ緊急に配分を要する事情があるときは、市町が輸送を担当することもありうるものとする。 第11章 応急住宅計画 第1節 応急仮設住宅の供与 第2項 応急仮設住宅の供与（3－11－2） 2 応急仮設住宅に収容する被災者の条件 （2）自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者 ウ 特定の資産がない<u>未亡人、母子世帯</u> エ 特定の資産がない<u>高齢者、病弱者、障害者</u> 4 応急仮設住宅の管理等 （2）賃貸型応急住宅 ア 県（厚政課）<u>が</u>民間賃貸住宅の所有者<u>と</u>定期建物賃貸借契約を締結した上で供与する。 イ 供与期間は原則2年以内で県が定める期間とする。 ウ 県（厚政課）は、入居契約等<u>転貸借</u>に関する事務を市町に委任する。 第3項 建設型応急住宅 4 建築基準 （2）<u>構造は、</u>1戸建、長屋建、<u>アパート式</u>のいずれか適当な<u>構造</u>とする。 第13章 災害警備計画 第1節 陸上警備対策 第1項 警備対策（災害警備実施計画）（3－13－2） 2 警備体制の種別 （2）第二次体制 イ 津波警報が発表され、情報等から判断して相当の被害の発生が予想されるとき 第3項 通信の確保（3－13－4） 5 映像伝送システムを<u>掲載</u>した巡視船艇及び航空機<u>う</u>を配備する。	第2項 救助法による生活必需物資の給（貸）与（3－9－10） 2 給（貸）与の方法 （2）物資の確保及び購入の措置 ア 市町から応援要請があった場合の県の物資の購入については、緊急確保の必要性から、山口県物品規則別表第2の調達除外物品（災害用物品）として<u>総務部本部室班</u>が行うものとする。 イ 物資の確保について、産業総務班が協力するものとする。 ウ 現地において調達可能な物資については、市町長において措置するものとする。 3 物資の送達及び配分の措置 （1）救助物資の送達 ア 原則として県本部（<u>総務部本部室班</u>・物品管理班）が実施するが、被災市町が輸送能力を有し、かつ緊急に配分を要する事情があるときは、市町が輸送を担当することもありうるものとする。 第11章 応急住宅計画 第1節 応急仮設住宅の供与 第2項 応急仮設住宅の供与（3－11－2） 2 応急仮設住宅に収容する被災者の条件 （2）自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者 ウ 特定の資産がない<u>一人親家庭</u> エ 特定の資産がない<u>要配慮者</u> 4 応急仮設住宅の管理等 （2）賃貸型応急住宅 ア 県（厚政課）<u>、</u>民間賃貸住宅の所有者<u>及び入居者との間で</u>定期建物賃貸借契約を締結した上で供与する。 イ 供与期間は原則2年以内で県が定める期間とする。 ウ 県（厚政課）は、入居契約等に関する事務を市町に委任する。 第3項 建設型応急住宅 4 建築基準 （2）1戸建、長屋建、<u>共同住宅</u>のいずれか適当な<u>建て方</u>とする。 第13章 災害警備計画 第1節 陸上警備対策 第1項 警備対策（災害警備実施計画）（3－13－2） 2 警備体制の種別 （2）第二次体制 イ 津波警報・<u>注意報</u>が発表され、情報等から判断して相当の被害の発生が予想されるとき。 第3項 通信の確保（3－13－4） 5 映像伝送システムを<u>搭載</u>した巡視船艇及び航空機を配備する。	事務移管 表現の適正化 事務移管 表現の適正化 表現の適正化 表現の適正化 表現の適正化 表現の適正化 表現の適正化 表現の適正化

現 行		修 正 案		備 考																																								
第 17 章 ライフライン施設の応急復旧計画		第 17 章 ライフライン施設の応急復旧計画		表現の適正																																								
第 1 節 電力施設		第 1 節 電力施設																																										
第 3 項 県営電力施設（３－17－４）		第 3 項 県営電力施設（３－17－４）																																										
1 電力の供給		1 電力の供給		表現の適正化																																								
<table><tr><th>電 力 施 設</th><th>供 給 先</th></tr><tr><td>佐 波 川 発 電 所</td><td>中国電力ネットワーク(株)中山変電所に供給</td></tr><tr><td>木 屋 川 発 電 所</td><td>〃 西市変電所に供給</td></tr><tr><td>菅野・水越・徳山発電所</td><td>〃 徳山変電所に供給</td></tr><tr><td>末 武 川 発 電 所</td><td>〃 末武変電所に供給</td></tr><tr><td>本郷川・生見川発電所</td><td>〃 美和変電所に供給</td></tr><tr><td>新阿武川・相原発電所</td><td>〃 明木変電所に供給</td></tr><tr><td>小 瀬 川 発 電 所</td><td>〃 弥栄変電所に供給</td></tr><tr><td>宇 部 丸 山 発 電 所</td><td>〃 阿知須変電所に供給</td></tr></table>		電 力 施 設	供 給 先		佐 波 川 発 電 所	中国電力ネットワーク(株)中山変電所に供給	木 屋 川 発 電 所	〃 西市変電所に供給	菅野・水越・徳山発電所	〃 徳山変電所に供給	末 武 川 発 電 所	〃 末武変電所に供給	本郷川・生見川発電所	〃 美和変電所に供給	新阿武川・相原発電所	〃 明木変電所に供給	小 瀬 川 発 電 所	〃 弥栄変電所に供給	宇 部 丸 山 発 電 所	〃 阿知須変電所に供給	<table><tr><th>電 力 施 設</th><th>供 給 先</th></tr><tr><td>佐 波 川 発 電 所</td><td>中国電力ネットワーク(株)中山変電所に供給</td></tr><tr><td>木 屋 川 発 電 所</td><td>〃 西市変電所に供給</td></tr><tr><td>徳 山 発 電 所</td><td>〃 徳山変電所に供給</td></tr><tr><td>菅野・水越発電所</td><td>〃 錦川第一変電所に供給</td></tr><tr><td>末 武 川 発 電 所</td><td>〃 末武変電所に供給</td></tr><tr><td>本郷川・生見川・平瀬発電所</td><td>〃 美和変電所に供給</td></tr><tr><td>新阿武川発電所</td><td>〃 佐々並川変電所に供給</td></tr><tr><td>相 原 発 電 所</td><td>〃 明木変電所に供給</td></tr><tr><td>小 瀬 川 発 電 所</td><td>〃 弥栄変電所に供給</td></tr><tr><td>宇 部 丸 山 発 電 所</td><td>〃 阿知須変電所に供給</td></tr></table>		電 力 施 設	供 給 先	佐 波 川 発 電 所	中国電力ネットワーク(株)中山変電所に供給	木 屋 川 発 電 所	〃 西市変電所に供給	徳 山 発 電 所	〃 徳山変電所に供給	菅野・水越発電所	〃 錦川第一変電所に供給	末 武 川 発 電 所	〃 末武変電所に供給	本郷川・生見川・平瀬発電所	〃 美和変電所に供給	新阿武川発電所	〃 佐々並川変電所に供給	相 原 発 電 所	〃 明木変電所に供給	小 瀬 川 発 電 所	〃 弥栄変電所に供給	宇 部 丸 山 発 電 所	〃 阿知須変電所に供給
電 力 施 設	供 給 先																																											
佐 波 川 発 電 所	中国電力ネットワーク(株)中山変電所に供給																																											
木 屋 川 発 電 所	〃 西市変電所に供給																																											
菅野・水越・徳山発電所	〃 徳山変電所に供給																																											
末 武 川 発 電 所	〃 末武変電所に供給																																											
本郷川・生見川発電所	〃 美和変電所に供給																																											
新阿武川・相原発電所	〃 明木変電所に供給																																											
小 瀬 川 発 電 所	〃 弥栄変電所に供給																																											
宇 部 丸 山 発 電 所	〃 阿知須変電所に供給																																											
電 力 施 設	供 給 先																																											
佐 波 川 発 電 所	中国電力ネットワーク(株)中山変電所に供給																																											
木 屋 川 発 電 所	〃 西市変電所に供給																																											
徳 山 発 電 所	〃 徳山変電所に供給																																											
菅野・水越発電所	〃 錦川第一変電所に供給																																											
末 武 川 発 電 所	〃 末武変電所に供給																																											
本郷川・生見川・平瀬発電所	〃 美和変電所に供給																																											
新阿武川発電所	〃 佐々並川変電所に供給																																											
相 原 発 電 所	〃 明木変電所に供給																																											
小 瀬 川 発 電 所	〃 弥栄変電所に供給																																											
宇 部 丸 山 発 電 所	〃 阿知須変電所に供給																																											
2 応急対策		2 応急対策																																										
(1) 情報連携体制		(1) 情報連携体制																																										
第 18 章 公共施設等の応急復旧計画		第 18 章 公共施設等の応急復旧計画		表現の適正化																																								
第 1 節 公共土木施設		第 1 節 公共土木施設																																										
第 1 項 実施機関、応急措置及び応急普及対策（３－18－３）		第 1 項 実施機関、応急措置及び応急普及対策（３－18－３）																																										
1 道路・橋梁		1 道路・橋梁		表現の適正化																																								
(1) 火災時の応急措置		(1) 火災時の応急措置																																										
<table><tr><th>実施機関名</th><th>応急措置</th></tr><tr><td>西日本高速道路株式会社</td><td>ウ パトロールカー及び情報板、看板等により、また、報道機関（ラジオ）の協力を得て適時適切な道路情報を提供し、通行車両の安全確保に努める。</td></tr></table>		実施機関名	応急措置		西日本高速道路株式会社	ウ パトロールカー及び情報板、看板等により、また、報道機関（ラジオ）の協力を得て適時適切な道路情報を提供し、通行車両の安全確保に努める。	<table><tr><th>実施機関名</th><th>応急措置</th></tr><tr><td>西日本高速道路株式会社</td><td>ウ パトロールカー及び情報板、看板および高速道路情報サイト「iHighway」、iHighway の X 公式アカウント等により、また、報道機関（テレビ、ラジオ）の協力を得て適時適切な道路情報を提供し、通行車両の安全確保に努める。</td></tr></table>		実施機関名	応急措置	西日本高速道路株式会社	ウ パトロールカー及び情報板、看板および高速道路情報サイト「iHighway」、iHighway の X 公式アカウント等により、また、報道機関（テレビ、ラジオ）の協力を得て適時適切な道路情報を提供し、通行車両の安全確保に努める。																																
実施機関名	応急措置																																											
西日本高速道路株式会社	ウ パトロールカー及び情報板、看板等により、また、報道機関（ラジオ）の協力を得て適時適切な道路情報を提供し、通行車両の安全確保に努める。																																											
実施機関名	応急措置																																											
西日本高速道路株式会社	ウ パトロールカー及び情報板、看板および高速道路情報サイト「iHighway」、iHighway の X 公式アカウント等により、また、報道機関（テレビ、ラジオ）の協力を得て適時適切な道路情報を提供し、通行車両の安全確保に努める。																																											
第 3 節 鉄道施設		第 3 節 鉄道施設		鉄道電話廃止に伴う修正																																								
第 1 項 災害時の活動体制（３－18－11）		第 1 項 災害時の活動体制（３－18－11）																																										
3 通信連絡体制		3 通信連絡体制																																										
<table><tr><th>機関名</th><th>内容</th></tr><tr><td>西日本旅客鉄道株式会社</td><td>(1) 災害情報及び応急措置の連絡及び指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、<u>鉄道電話</u>等で行う。</td></tr></table>		機関名	内容	西日本旅客鉄道株式会社	(1) 災害情報及び応急措置の連絡及び指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、 <u>鉄道電話</u> 等で行う。	<table><tr><th>機関名</th><th>内容</th></tr><tr><td>西日本旅客鉄道株式会社</td><td>(1) 災害情報及び応急措置の連絡及び指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話等で行う。</td></tr></table>		機関名	内容	西日本旅客鉄道株式会社	(1) 災害情報及び応急措置の連絡及び指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話等で行う。																																	
機関名	内容																																											
西日本旅客鉄道株式会社	(1) 災害情報及び応急措置の連絡及び指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、 <u>鉄道電話</u> 等で行う。																																											
機関名	内容																																											
西日本旅客鉄道株式会社	(1) 災害情報及び応急措置の連絡及び指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話等で行う。																																											

- 19 -

現 行		修 正 案		備 考
第4編 復旧・復興計画				
第1章 復旧・復興活動計画				
第1節 県の活動体制				
第1項 被害復旧対策本部の設置（4－1－2）				
2 県本部の組織				
本 部 長 知 事 副 本 部 長 副 知 事 本 部 員 総 務 部 長 総 務 部 理 事 (危 機 管 理 担 当) 総 合 企 画 部 長 東 京 事 務 所 長 環 境 生 活 部 長 健 康 福 祉 部 長 産 業 労 働 部 長 観 光 ス ポ ー ツ 文 化 部 長 農 林 水 産 部 長 土 木 建 築 部 長 土 会 計 管 理 局 長 公 営 企 業 管 理 局 長 企 業 局 長 副 教 育 長 警 察 本 部 長 本 部 員 会 議		(対策部) (対応組織) 総 務 部 総 務 部 総 合 企 画 部 総 合 企 画 部 東 京 連 絡 部 東 京 事 務 所 環 境 生 活 対 策 部 環 境 生 活 部 災 害 救 助 部 健 康 福 祉 部 産 業 労 働 対 策 部 産 業 労 働 部 観 光 ス ポ ー ツ 文 化 対 策 部 観 光 ス ポ ー ツ 文 化 部 農 林 水 産 対 策 部 農 林 水 産 部 土 木 建 築 対 策 部 土 木 建 築 部 経 理 部 会 計 管 理 局 企 業 対 策 部 企 業 局 文 教 対 策 部 教 育 庁 公 安 部 警 察 本 部		
第4編 復旧・復興計画				
第1章 復旧・復興活動計画				
第1節 県の活動体制				
第1項 被害復旧対策本部の設置（4－1－2）				
2 県本部の組織				
本 部 長 知 事 副 本 部 長 副 知 事 本 部 員 総 務 部 長 総 務 部 理 事 (危 機 管 理 担 当) 総 合 企 画 部 長 東 京 事 務 所 長 環 境 生 活 部 長 健 康 福 祉 部 長 産 業 労 働 部 長 観 光 ス ポ ー ツ 文 化 部 長 農 林 水 産 部 長 土 木 建 築 部 長 土 会 計 管 理 局 長 公 営 企 業 管 理 局 長 企 業 局 長 副 教 育 長 警 察 本 部 長 本 部 員 会 議		(対策部) (対応組織) 総 務 部 総 務 部 総 合 企 画 部 総 合 企 画 部 東 京 連 絡 部 東 京 事 務 所 環 境 生 活 対 策 部 環 境 生 活 部 災 害 救 助 部 健 康 福 祉 部 産 業 労 働 対 策 部 産 業 労 働 部 観 光 ス ポ ー ツ 文 化 対 策 部 観 光 ス ポ ー ツ 文 化 部 農 林 水 産 対 策 部 農 林 水 産 部 土 木 建 築 対 策 部 土 木 建 築 部 経 理 部 会 計 管 理 局 企 業 対 策 部 企 業 局 文 教 対 策 部 教 育 庁 公 安 部 警 察 本 部		
表現の適正化				

第4編 復旧・復興計画

第1章 復旧・復興活動計画

第1節 県の活動体制

第1項 被害復旧対策本部の設置（4－1－2）

2 県本部の組織

本部長

知事

副本部長

副知事

本

部

員

総務部長
総務部理事(危機管理担当)
総合企画部長
東京事務所長
環境生活部長
健康福祉部長
産業労働部長
観光スポーツ文化部長
農林水産部長
土木建築部長
土会計管理局长
公営企業管理局长
企業局長
副教育長
警察本部長

本部員会議

(対策部)

(対応組織)

総務部

総務部

総合企画部

総合企画部

東京連絡部

東京事務所

環境生活対策部

環境生活部

災害救助部

健康福祉部

産業労働対策部

産業労働部

観光スポーツ文化対策部

観光スポーツ文化部

農林水産対策部

農林水産部

土木建築対策部

土木建築部

経理部

会計管理局

企業対策部

企業局

文教対策部

教育庁

公安部

警察本部

表現の適正化

現 行					修 正 案					備 考
第 4 項 班の編成及び所掌事務（４－１－７）					第 4 項 班の編成及び所掌事務（４－１－７）					表現の適正化
農林水産 対策部	農業振興	農 業 振 興 課	9 農林水産事務所等との連絡等に関すること。	農林水産事務所 下関農林事務所 （農業部） 農林総合技術 センター （農業技術部） （病虫害防除所）						
			10 農作物関係の被害状況調査にかんすること。							
	11 種子、種苗の確保供給に関すること。									
	12 病虫害防除所との連絡等に関すること。									
	13 復旧・復興対策に必要な農業生産資材の確保に 関すること。									
14 技術対策等の指導に関すること。										
（略）										
林 務	森 林 企 画 課 森 林 整 備 課	21 農林水産事務所等との連絡調整に関すること。 22 応急仮設住宅用木材並びに一般住宅復旧に必要な 木材の確保に関すること。 23 治山・林道施設等の被害状況の調査、復旧・復興 対策及び二次災害の防止に関すること。 24 貯木災害の対策に関すること。	農林水産事務所 下関農林事務所（森 林部）							
水 産	水 産 振 興 課	25 水産関係施設等の被害状況の取りまとめ及び応急 復旧対策に関すること。 26 災害対策用船舶（取締船・調査船・漁船）の確保 及び確保のあっせんに関すること。	農林水産事務所 下関農林事務所 下関水産振興局							
漁港漁村	漁港漁場 整備課	27 漁港関係施設の被害状況調査及び復旧・復興対策 に関すること。 28 救援物資の荷揚げ場所としての漁港施設の確保あ っせんに関すること。 29 市町の漁港関係施設の復旧・復興対策への支援に 関すること。 30 （新設）	農林水産事務所 下関水産振興局							
（略）										
土木建築 対策部	砂防	砂防課	5 公共土木施設（国土交通省水管理・国土保全局所 管）の復旧に関すること。 6 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防 止施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。							
			（略）							
	都市 施設対策	都 市 計 画 課	13 市街地内の緊急路の確保に関すること。 14 避難地、避難施設となった都市公園施設の安全対 策に関すること。 15 都市公園、公共下水道等の都市施設に係る被害調 査の取りまとめ及び復旧・復興対策に関すること。 16 流域下水道の被害調査及び復旧・復興対策に関す ること。 17 被災地の市街地復興計画の策定に関すること。							
住宅	住宅課	18 被災者への公営住宅等の提供及び必要な措置に関 すること。 19 応急仮設住宅の建設に関すること。 20 被災者が行う住宅建設、修理等のための災害復								
（略）										
農林水産 対策部	農業振興	農 業 振 興 課	9 農林水産事務所等との連絡等に関すること。	農林水産事務所 下関農林事務所 （農業部） 農林総合技術 センター （農林業技術部） （病虫害防除所）						
			10 農作物関係の被害状況調査にかんすること。							
	11 種子、種苗の確保供給に関すること。									
	12 病虫害防除所との連絡等に関すること。									
	13 復旧・復興対策に必要な農業生産資材の確保に 関すること。									
14 技術対策等の指導に関すること。										
（略）										
林 務	森 林 企 画 課 森 林 整 備 課	21 農林水産事務所等との連絡調整に関すること。 22 応急仮設住宅用木材並びに一般住宅復旧に必要な 木材の確保に関すること。 23 治山・林道施設等の被害状況の調査、復旧・復興 対策及び二次災害の防止に関すること。 24 貯木災害の対策に関すること。 25 盛土等に伴う防災に関すること（特定盛土等規 制区域）	農林水産事務所 下関農林事務所（森 林部）							
水 産	水 産 振 興 課	26 水産関係施設等の被害状況の取りまとめ及び応急 復旧対策に関すること。 27 災害対策用船舶（取締船・調査船・漁船）の確保 及び確保のあっせんに関すること。	農林水産事務所 下関農林事務所 下関水産振興局							
漁港漁村	漁港漁場 整備課	28 漁港関係施設及び水産庁所管の海岸の被害状況調 査及び復旧・復興対策に関すること。 29 救援物資の荷揚げ場所としての漁港施設の確保あ っせんに関すること。 30 市町の漁港関係施設及び水産庁所管の海岸の復 旧・復興対策への支援に関すること。	農林水産事務所 下関水産振興局							
（略）										
土木建築 対策部	砂防	砂防課	5 公共土木施設（国土交通省関係）の被害状況及び 土砂災害による被害状況の取りまとめに関すること。 6 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防 止施設並びに土砂災害の被害状況調査及び応急復旧 並びに二次災害の防止に関すること。							
			（略）							
	都市 施設対策	都 市 計 画 課	13 避難地、避難施設となった都市公園施設の安全対 策に関すること。 14 都市公園、公共下水道等の都市施設に係る被害調 査の取りまとめ及び復旧・復興対策に関すること。 15 流域下水道の被害調査及び復旧・復興対策に関す ること。 16 被災地の市街地復興計画の策定に関すること。							
住宅	住宅課	17 被災者への公営住宅等の提供及び必要な措置に関 すること。 18 応急仮設住宅の建設に関すること。 19 被災者が行う住宅建設、修理等のための災害復								
（略）										

[illegible]